

豊かな自然と
歴史に彩られた
活力ある都市 まち 島原

島原都市計画 マスタープラン

平成28年1月

島原市



ごあいさつ

島原市長 古川 隆三郎

このたび、島原市における今後20年を見据えたまちづくりの指針となる「島原都市計画マスタープラン」を見直しました。

マスタープランの見直しにあたりましては、「都市計画マスタープラン策定委員会」や「都市計画マスタープラン市民会議」において多くの協議を重ね、その中でいただいた貴重なご意見やご提言を基に「都市計画審議会」における審議を経ておこなったものであります。

このマスタープランでは、人口減少や超高齢社会の到来など社会経済情勢に対応した魅力あるまちづくりを進めるため、中心市街地と各地域の都市機能の充実など本市の土地利用や都市基盤の整備に関する方針を示しています。

今後は、マスタープランの基本理念である「豊かな自然と歴史に彩られた活力ある都市（まち）島原」の実現に向け、市民の皆様と行政が手を取りあって、活力と希望にあふれ、安全で安心して暮らせる快適なまちづくりを進めてまいります。

おわりに、本マスタープランの見直しにあたり、ご尽力を賜りました策定委員会、市民会議、都市計画審議会の委員各位並びに市議会議員の皆様をはじめ、パブリックコメントなどで貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成28年1月

島原都市計画マスタープラン 目次

第1章 都市計画マスタープランの策定にあたって	1
1 目的	1
2 位置づけ	2
3 対象区域	3
4 目標年次	3
5 構成	3
第2章 島原市の概況	4
1 位置と地勢	4
2 沿革	4
3 概況	5
(1)人口	5
(2)産業	6
(3)土地利用	12
(4)交通	12
(5)自然環境	13
(6)都市計画の状況	14
第3章 都市づくりの課題	15
1 社会情勢の変化に対応した都市づくりの視点	15
2 本市における都市づくりの課題	16
第4章 全体構想	20
1 都市づくりの基本理念	20
2 都市づくりの基本目標	21
2-1 基本目標	21
2-2 都市づくりの体系	23
2-3 人口フレーム	24
3 将来都市構造	25
4 都市づくりの方針	30
4-1 土地利用の方針	30
4-2 都市交通の方針	34
4-3 自然環境の保全と公園・緑地・湧水等の方針	38

4-4	住環境の方針	41
4-5	景観形成の方針	43
4-6	防災都市づくりの方針	46
第5章 地域別構想		48
1	地域別構想の位置づけ	48
2	地域別構想	49
2-1	有明地域	49
2-2	三会地域	53
2-3	杉谷地域	56
2-4	森岳地域	59
2-5	霊丘地域	63
2-6	白山地域	67
2-7	安中地域	71
第6章 マスタープランの実現に向けて		75
1	都市づくりの基本的な進め方	75
2	都市づくりの進展の点検と見直し	76
資料編		77
1	策定体制	77
2	島原都市計画マスタープラン策定までの主な経緯	78
3	島原都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱	79
4	島原都市計画マスタープラン市民会議設置要綱	81
5	島原都市計画マスタープラン庁内検討会設置規程	83
6	委員名簿	85
7	用語解説	87



第1章 都市計画マスタープランの策定にあたって

1 目的

「都市計画マスタープラン」は、都市計画法に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、長期的な都市づくりの方針を総合的かつ体系的に示したものです。

本市においては、人口減少や社会情勢の変化を踏まえ、地域の特性を活かした都市基盤の整備や地域経済の活性化を図り、市全体の一体的な都市づくりを進めて行く必要があります。

この「島原都市計画マスタープラン」は、「島原市市勢振興計画（平成22年3月策定）」に基づき、都市の将来像や整備方針を明確にし、市民と行政等が協働して実現していくことを目的として策定します。

■都市計画マスタープランの役割

○将来都市像の明示

将来、実現すべき具体的な都市像を示し、市民・事業者・行政が協働して目指すべき都市づくりの基本理念と基本目標を定めます。

○市が定める都市計画の根拠・指針

市が定める都市計画の決定や変更の際の根拠・指針とします。

○都市計画の総合性・一体性の確保

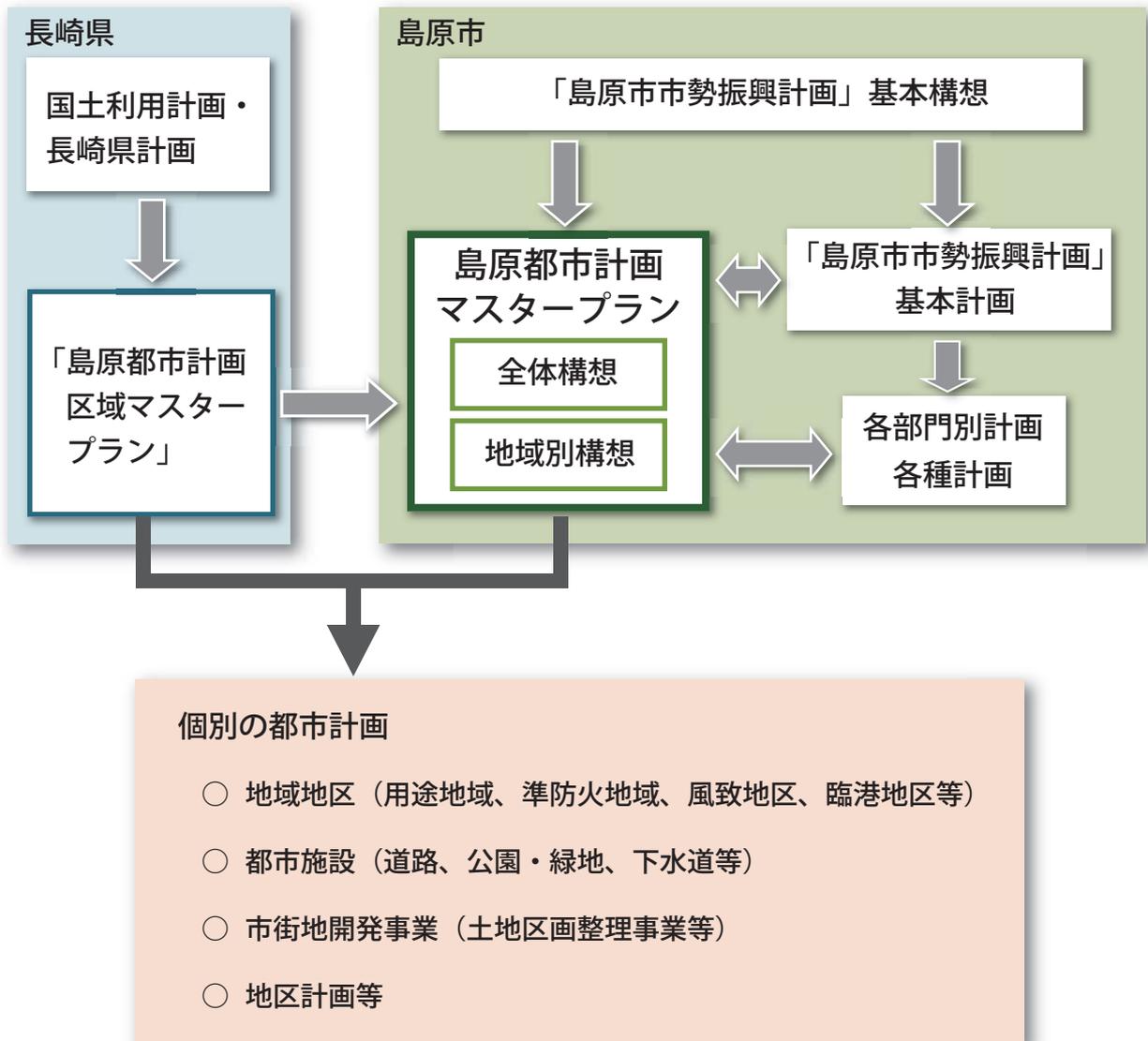
土地利用、道路・下水道・公園等の都市施設の整備、市街地の整備等、個別計画の相互関係を調整し、総合的かつ一体的な都市づくりの方針とします。

○都市づくりに関する市民の理解

都市づくりの課題や方向性について明確にし、都市計画事業への市民・事業者等の理解・協力を促します。

2 位置づけ

本市の都市づくりの上位計画としては、「島原市市勢振興計画」と県が策定した「島原都市計画区域マスタープラン（島原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）」があります。「島原都市計画マスタープラン」（以下、都市計画マスタープランという。）は、これらの計画に即し、将来の都市づくりの方針を定めます。





3 対象区域

都市計画マスタープランの対象区域は、島原市の行政区域全域とします。

都市計画を定める区域は、原則として都市計画区域内となりますが、本市の都市づくりは、都市計画以外の様々な分野と連携して行う必要があるため、都市計画区域外の区域についても対象区域とします。

4 目標年次

都市計画マスタープランの目標年次は、長期的な都市づくりの基本方針を示すものであることから、おおむね20年後の平成47年を目標年次とします。ただし、上位計画の見直しや社会情勢の変化等を踏まえ、適切に見直しを行います。

5 構成

都市計画マスタープランは、「全体構想」、「地域別構想」、「マスタープランの実現に向けて」の3つの章で構成します。

■全体構想

全体構想では、島原市全域を対象として、長期的な展望に立ちおおむね20年後の都市づくりの方向性を示します。

■地域別構想

地域別構想では、各地域を対象として、広域的な視点に立った地域づくりの大枠の将来像と方向性を示します。

地域の区分は、有明地域、三会地域、杉谷地域、森岳地域、霊丘地域、白山地域、安中地域の7地域とします。

■都市計画マスタープランの実現に向けて

都市計画マスタープランを実現するため、諸制度の活用や協働参画、点検と見直し等を示します。





第2章 島原市の概況

1 位置と地勢

本市は、長崎県の南東部にある島原半島の東部に位置し、市域の北西は雲仙市、南は南島原市と接しています。面積は82.97km²で、県全体（4,132.32km²）の約2%、半島（467.35km²）の約18%を占めています。

市街地は、標高819mの眉山から有明海に向かって広がる傾斜地及び平地に発達しています。市域の北部から中央部にかけては、標高1,483mの平成新山から有明海に向かって広がる斜面や平地に県下でも有数の田園地帯と市街地が広がっています。

眉山や普賢岳に象徴されるような火山地形は、崩壊や噴火により市民に被害をもたらした反面、九十九島のような海岸沿いの美しい景観や「水の都」と呼ばれるように豊富な湧水の恵みをもたらしており、風光明媚な都市景観を形成しています。また、本市の位置する島原半島は、国立公園に初めて指定された雲仙天草国立公園に含まれ、日本初の世界ジオパークに認定されるなど豊かな自然に恵まれています。

2 沿革

本市は、古くから島原半島の先駆的な地域としての役割を担っており、元和4年（1618）から7年の歳月をかけ松倉重政が島原城を築城し、松平七万石の城下町として、半島の政治、経済、教育・文化の中心的な役割を果たしてきました。その間、寛永14年（1637）の島原の乱や寛政4年（1792）の眉山の大崩壊（島原大変）等、歴史に残る大きな出来事が起こりました。

また、平成3年の雲仙・普賢岳噴火による火砕流によって44名もの尊い命が奪われ、多くの市民が避難を余儀なくされたことは、まだ記憶に新しいところです。

明治22年の町村制施行により、島原村、島原町、湊町、安中村、杉谷村、三会村、大三東村と湯江村が、それぞれ自治体として発足しました。大正13年に島原村、島原町、湊町が合併し島原町となり、昭和15年に島原町、杉谷村、安中村が合併して県下3番目の市として、「島原市」が誕生しました。更に昭和30年に三会村を編入して旧島原市の枠組みとなりました。

一方、昭和30年に大三東村と湯江村が合併し有明村となり、昭和36年に町制を施行して「有明町」が誕生し、平成18年1月1日、旧島原市と旧有明町の合併により、現在の「島原市」が誕生しました。

3 概況

(1) 人口

本市の人口は、平成22年10月1日（国勢調査）時点で47,455人、世帯数は17,039世帯となっており、1世帯当たり平均2.8人となっています。

人口の推移は、平成12年の51,563人から平成22年には47,455人となり、10年間で約4,100人減少しています。これは出生数より死亡数が多い自然減と、転入より転出が多い社会減の両面からの要因による減少となっています。人口減少は、都市計画区域外より都市計画区域内で多くなっています。

年齢構成は、男女とも20～24歳の若者層の割合が最も少なくなっています。全体としては49歳以下が減少し、50歳以上が増加する傾向を示しています。

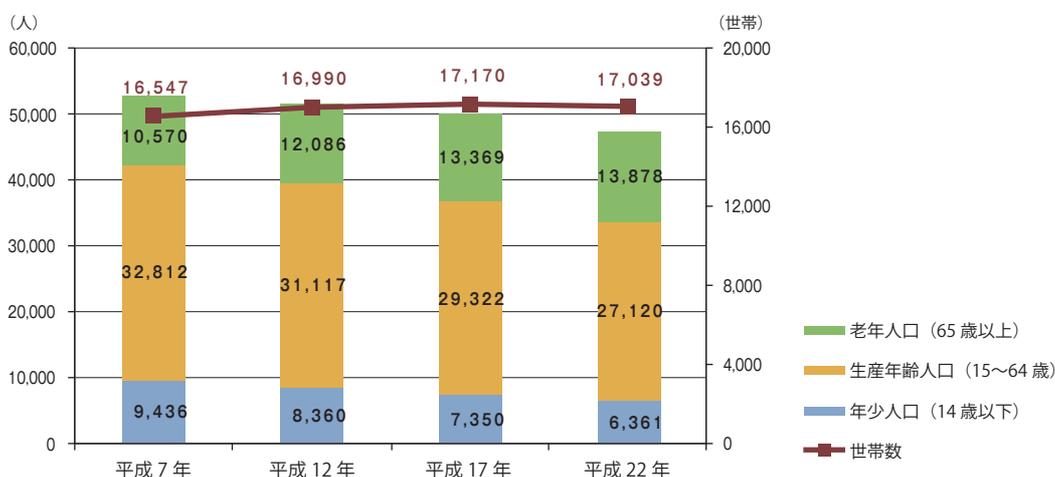
市全体の高齢化率は、平成22年現在29.2%で超高齢社会となっています。特に、白山地域、霊丘地域における高齢化の進行が顕著です。

このような状況から、本市の人口の動向は、今後とも減少と超高齢社会が益々進むものと考えられます。市民アンケート調査の結果においても、「高齢者等に配慮したまちづくり」は要望が多い内容となっています。

■人口と世帯数の推移

(単位：人、%)

区分	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
総人口	52,853	100.0	51,563	100.0	50,045	100.0	47,455	100.0
年少人口 (14歳以下)	9,436	17.9	8,360	16.2	7,350	14.7	6,361	13.4
生産年齢人口 (15～64歳)	32,812	62.1	31,117	60.3	29,322	58.6	27,120	57.0
老年人口 (65歳以上)	10,570	20.0	12,086	23.4	13,369	26.7	13,878	29.2
年齢不詳	35	0.1	0	0.0	0	0.0	96	0.2
世帯数	16,547	-	16,990	-	17,170	-	17,039	-



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

(2) 産業

平成22年の就業者数の割合は、第1次産業が15.5%、第2次産業が20.2%、第3次産業が64.3%となっており、第3次産業の割合が6割以上を占めています。また、この第3次産業の割合は増加傾向にあります。なお、第1次産業の割合は低いものの、県全体の比率8.2%に比べると7ポイント以上も上回る値となっています。

農業は、農家戸数・就業者数とも減少傾向にあり、高齢化が進む中、担い手の確保と育成が求められています。農業就業者数の多い地域は、有明地域と三会地域があげられます。

水産業は、漁獲量が年々減少し、また、次代を担う若い漁業者がほとんどおらず、深刻な後継者不足に直面しています。

商業は、自動車社会の進展に伴う生活圏の拡大や郊外への大型店の進出、商圈人口の減少、観光客数の伸び悩み等により、事業所数、従業員数、小売業の商品販売額が減少する厳しい経営状況にあります。商業施設が集積する地域として、森岳地域、霊丘地域、白山地域があげられます。市民アンケート調査の結果では、「買物等のため商業施設の充実」が重要な課題としてあげられています。

工業は、食料品製造業が主な業種ですが、いずれも零細・中小の事業所です。企業誘致や地場産業の育成を図り、雇用の場を創出することは重要課題の一つです。

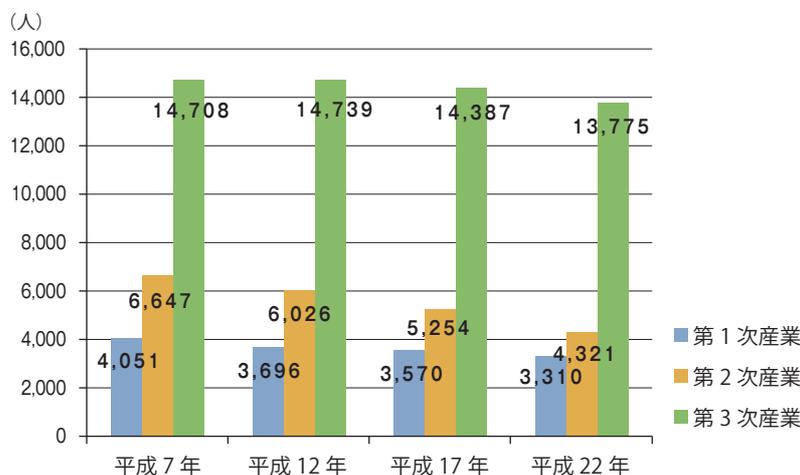
観光は、歴史、湧水、火山、温泉等の恵まれた資源を背景に、本市の主要産業の一つとなっています。しかし、近年の入込客数は、回復傾向にあるものの未だに厳しい状況です。

■産業別就業人口の推移

(単位：人、%)

区分	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		長崎県平成22年	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
第1次産業	4,051	15.9	3,696	15.1	3,570	15.4	3,310	15.5	51,695	8.2
第2次産業	6,647	26.2	6,026	24.6	5,254	22.6	4,321	20.2	127,183	20.2
第3次産業	14,708	57.9	14,739	60.3	14,387	62.0	13,775	64.3	450,757	71.6
合計	25,406	100.0	24,461	100.0	23,211	100.0	21,406	100.0	629,635	100.0

注) 分類不能の産業は除く



資料：「国勢調査」(平成7～平成22年)より作成

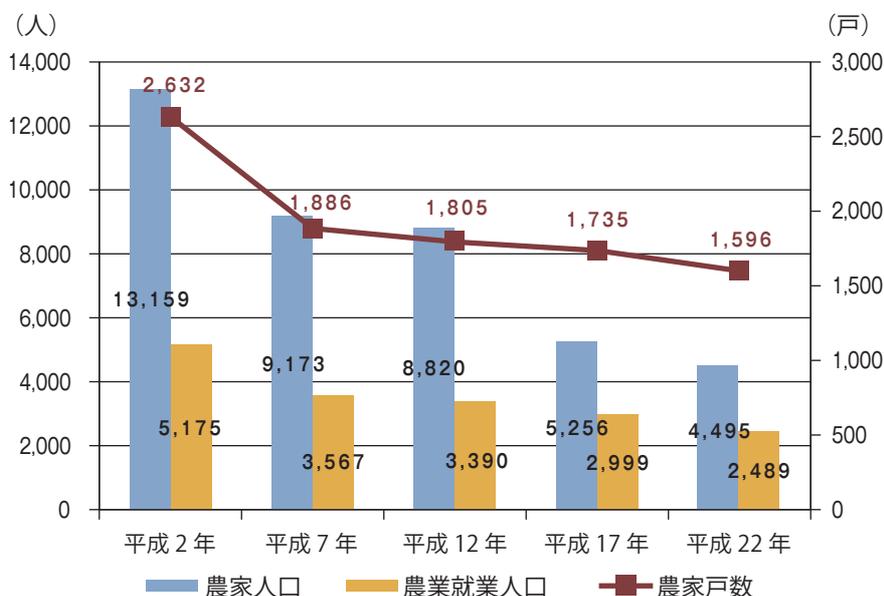
■農家戸数、農家人口、農業就業人口の推移

(単位：戸、人)

	農家戸数		農家人口	農業就業人口
	自給的農家	販売農家		
平成 2 年	2,632	480	13,159	5,175
平成 7 年	1,886	330	9,173	3,567
平成 12 年	1,805	367	8,820	3,390
平成 17 年	1,735	475	5,256	2,999
平成 22 年	1,596	486	4,495	2,489

注) 農家人口の平成 17 年以降は販売農家のみ

注) 農業就業人口の平成 2 年は 16 歳以上、平成 7 年以降は 15 歳以上



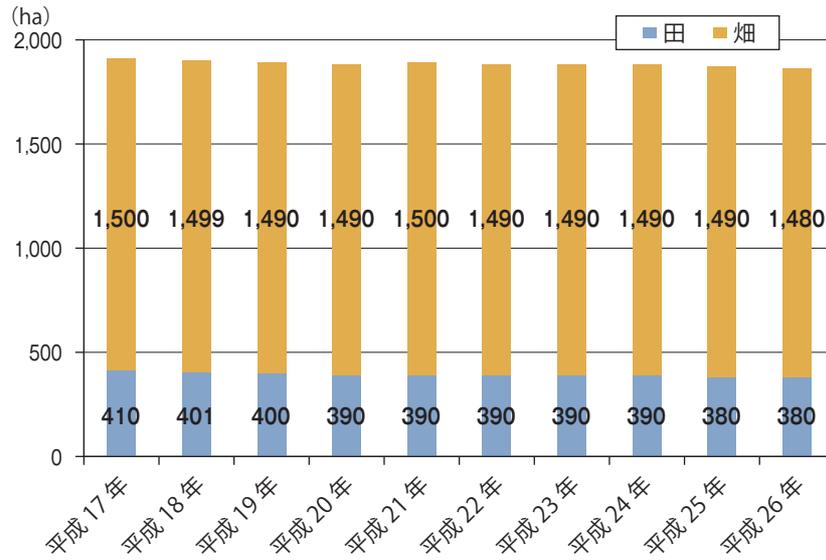
資料：世界農林業センサス (H2・H12・H22)、農業センサス (H7・H17)

■耕地面積の推移

(単位：ha)

	合計	田 計		畑 計				
		普通田	特殊田	普通畑	樹園地	牧草地		
平成 17 年	1,910	410	410	0	1,500	1,390	79	31
平成 18 年	1,900	401	401	0	1,499	1,390	78	31
平成 19 年	1,890	400	-	-	1,490	-	-	-
平成 20 年	1,880	390	-	-	1,490	-	-	-
平成 21 年	1,890	390	-	-	1,500	-	-	-
平成 22 年	1,880	390	-	-	1,490	-	-	-
平成 23 年	1,880	390	-	-	1,490	-	-	-
平成 24 年	1,880	390	-	-	1,490	-	-	-
平成 25 年	1,870	380	-	-	1,490	-	-	-
平成 26 年	1,860	380	-	-	1,480	-	-	-

注) 平成 19 年より「田耕地面積」、「畑耕地面積」のみとなった。

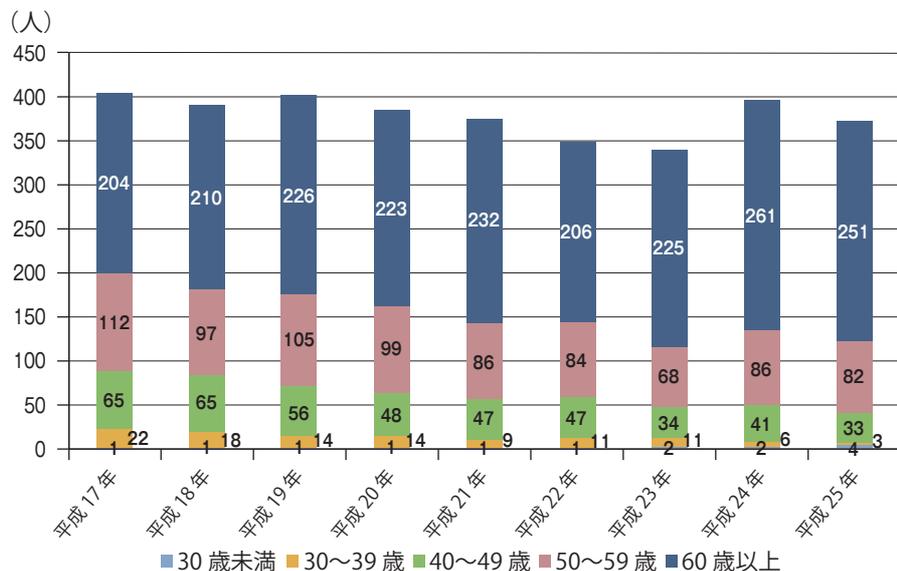


資料：長崎農林水産統計年報

■漁業協同組合員数と年齢構成の推移

(単位：人)

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
平成17年	1	22	65	112	204	404
平成18年	1	18	65	97	210	391
平成19年	1	14	56	105	226	402
平成20年	1	14	48	99	223	385
平成21年	1	9	47	86	232	375
平成22年	1	11	47	84	206	349
平成23年	2	11	34	68	225	340
平成24年	2	6	41	86	261	396
平成25年	4	3	33	82	251	373

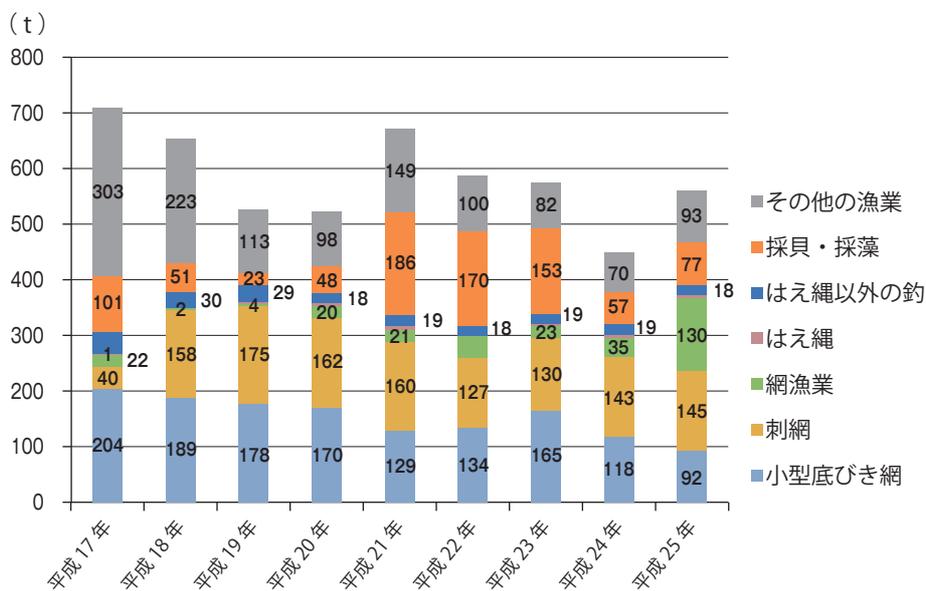


資料：漁業協同組合業務報告書

■漁業種類別漁獲量の推移

(単位：t)

	漁獲量計	小型底びき網	刺網	網漁業	はえ縄	はえ縄以外の釣	採貝・採藻	その他の漁業
平成 17 年	710	204	40	22	1	×	101	303
平成 18 年	655	189	158	2	0	30	51	223
平成 19 年	527	178	175	4	×	29	23	113
平成 20 年	522	170	162	20	×	18	48	98
平成 21 年	673	129	160	21	×	19	186	149
平成 22 年	587	134	127	×	—	18	170	100
平成 23 年	575	165	130	23	×	19	153	82
平成 24 年	447	118	143	35	×	19	57	70
平成 25 年	560	92	145	130	×	18	77	93



資料：農林水産省 海面漁業生産統計調査

■卸売業、小売業の状況

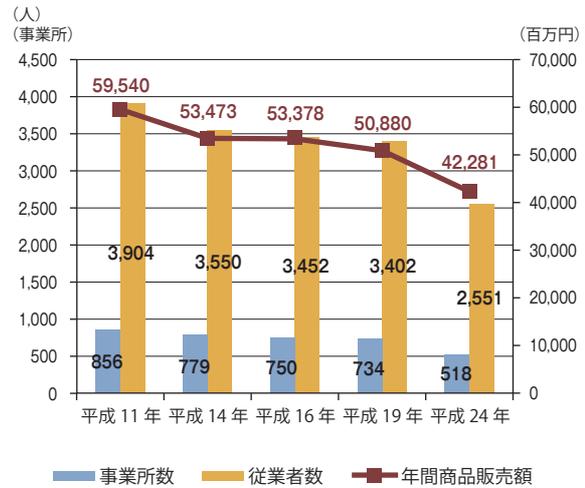
(単位：事業所、人、百万円)

	卸売業			小売業		
	事業所数	従業者数	年間商品販売額	事業所数	従業者数	年間商品販売額
平成 11 年	204	1,492	66,484	856	3,904	59,540
平成 14 年	168	1,477	59,191	779	3,550	53,473
平成 16 年	173	1,388	59,040	750	3,452	53,378
平成 19 年	170	1,375	56,569	734	3,402	50,880
平成 24 年	137	1,004	101,807	518	2,551	42,281

【卸売業】



【小売業】

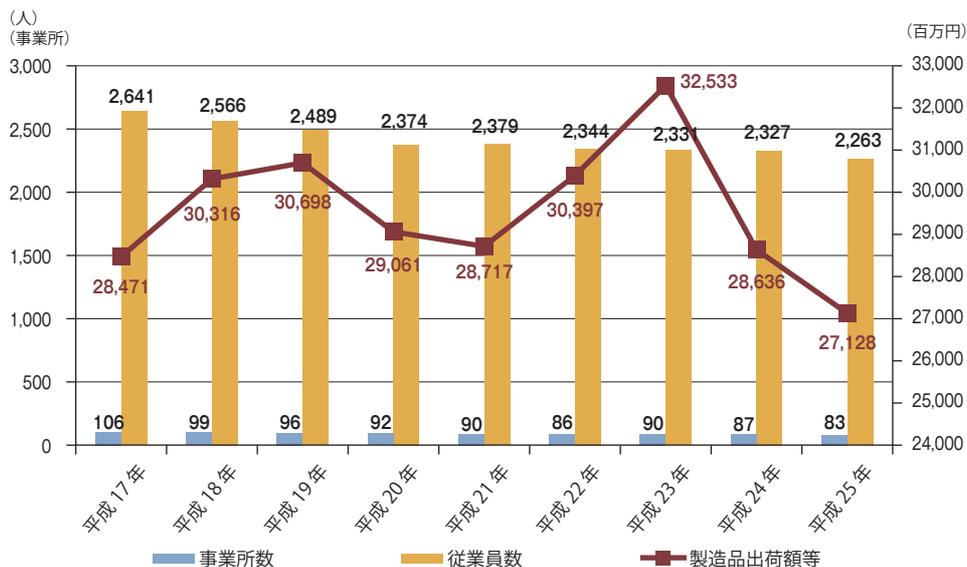


資料：商業統計調査（平成 11 年～平成 19 年）、経済センサス活動調査報告書（平成 24 年）

■工業の状況

(単位：事業所、人、百万円)

年次	事業所数	従業員数	製造品出荷額等	従業員 1 人当たりの製造品出荷額等
平成 17 年	106	2,641	28,471	10.78
平成 18 年	99	2,566	30,316	11.81
平成 19 年	96	2,489	30,698	12.33
平成 20 年	92	2,374	29,061	12.24
平成 21 年	90	2,379	28,717	12.07
平成 22 年	86	2,344	30,397	12.97
平成 23 年	90	2,331	32,533	13.96
平成 24 年	87	2,327	28,636	12.31
平成 25 年	83	2,263	27,128	11.99



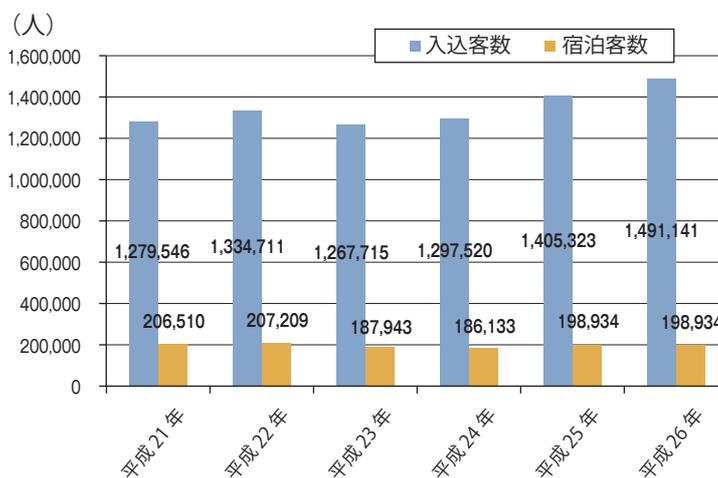
資料：工業統計調査



■入込客数・宿泊客数の推移

(単位：人)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
入込客数	1,279,546	1,334,711	1,267,715	1,297,520	1,405,323	1,491,141
宿泊客数	206,510	207,209	187,943	186,133	198,934	198,538



資料：島原市観光客動態調査

(3) 土地利用

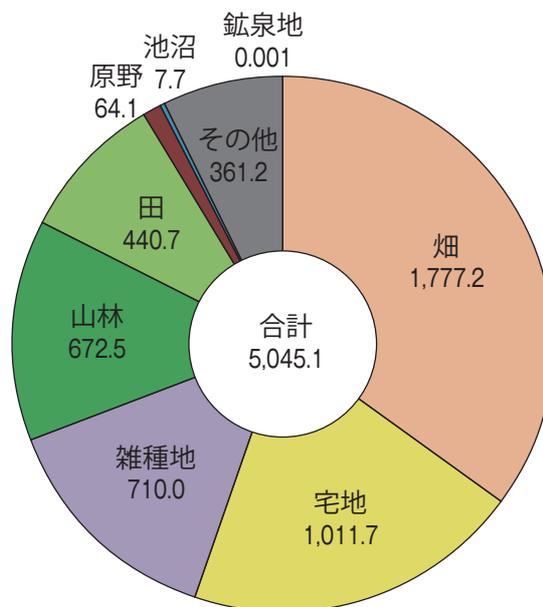
本市の土地利用の構成は、平成25年現在で都市的土地利用が21.8%、自然的土地利用が78.2%となっています。（平成25年度「都市計画に関する基礎調査」による）

国道251号の沿道には多くの建築物があり、住居系、商業系、工業系の建築物が混在している地域も見られます。

都市計画区域内では、森岳地域や霊丘地域、白山地域、三会駅周辺に住居系の建築物が多く、沿道には商業系の建築物も見られます。工業系の建築物は、島原新港三会工業団地や高島一丁目の周辺に多く見られます。

市民アンケート調査では、「良好な自然環境、営農環境を維持するため、開発の制限や土地利用を誘導する制度を導入する」、「幹線道路沿線等、地域の特性に応じた開発を進める」、「農村環境へ影響を及ぼさない程度に、新たな宅地化を促進する」の割合が高くなっています。

■島原市の地目別土地面積 (ha)



地目別土地面積には、国有林、里道、水路の地積は含まれていない。

資料：平成26年度 土地に関する概要調査等報告書

(4) 交通

市外へのアクセスは、鉄道、道路及び航路により構成されています。

鉄道は、島原鉄道が諫早駅から島原外港駅まで運行しており、そのうち島原駅を発着する便は、上下線ともに1日27本です。

幹線道路は、島原半島を一周し、長崎・諫早方面へとつながっています。主な路線として国道57号、国道251号、広域農道（雲仙グリーンロード）、地域高規格道路「島原道路」、主要地方道愛野島原線があります。

航路は、島原外港から熊本港及び三池港への2方向があり、フェリー及び高速船が就航しています。

路線バスは、国道251号及び幹線道路を軸に運行していますが、山間部において運行していない区間があります。

道路は、朝夕の通勤時に広域農道の有明～三会間及び国道251号の三会～島鉄本社前間が混雑しています。

市民アンケート調査では、まちづくりの方向性として、「身近に利用する生活道路の整備」、「交通安全を重視した歩道や通学路の整備」、「鉄道やバス等の公共交通機関の確保・充実」、「高齢者等に配慮したバリアフリーの推進」が望まれています。

(5) 自然環境

普賢岳北側の斜面は植林地となっており、山頂部の一部に広葉樹の自然植生が見られます。また、普賢岳東側から眉山にかけては、火砕流による自然裸地が見られ、普賢岳・平成新山・眉山は、その特徴から島原半島ジオパーク（平成21年8月に世界ジオパークネットワークに加盟）の代表的な地形となっています。また眉山の大崩壊とともに地下水が噴出してできた白土湖があります。

市内には、火山の恵みによる50以上の湧水箇所があり、その多くは、森岳地域、霊丘地域に集中しています。また、貴重なゲンジボタルやミカドアゲハの生息地、シマバライチゴの自生地も見られます。有明海に面する海岸部においては、潮位の干満差が最大で6mもあり、干潮時には広大な干潟が広がります。アサリ、タイラギ等の多種多様な生物が生息しており、海の浄化作用を担っています。

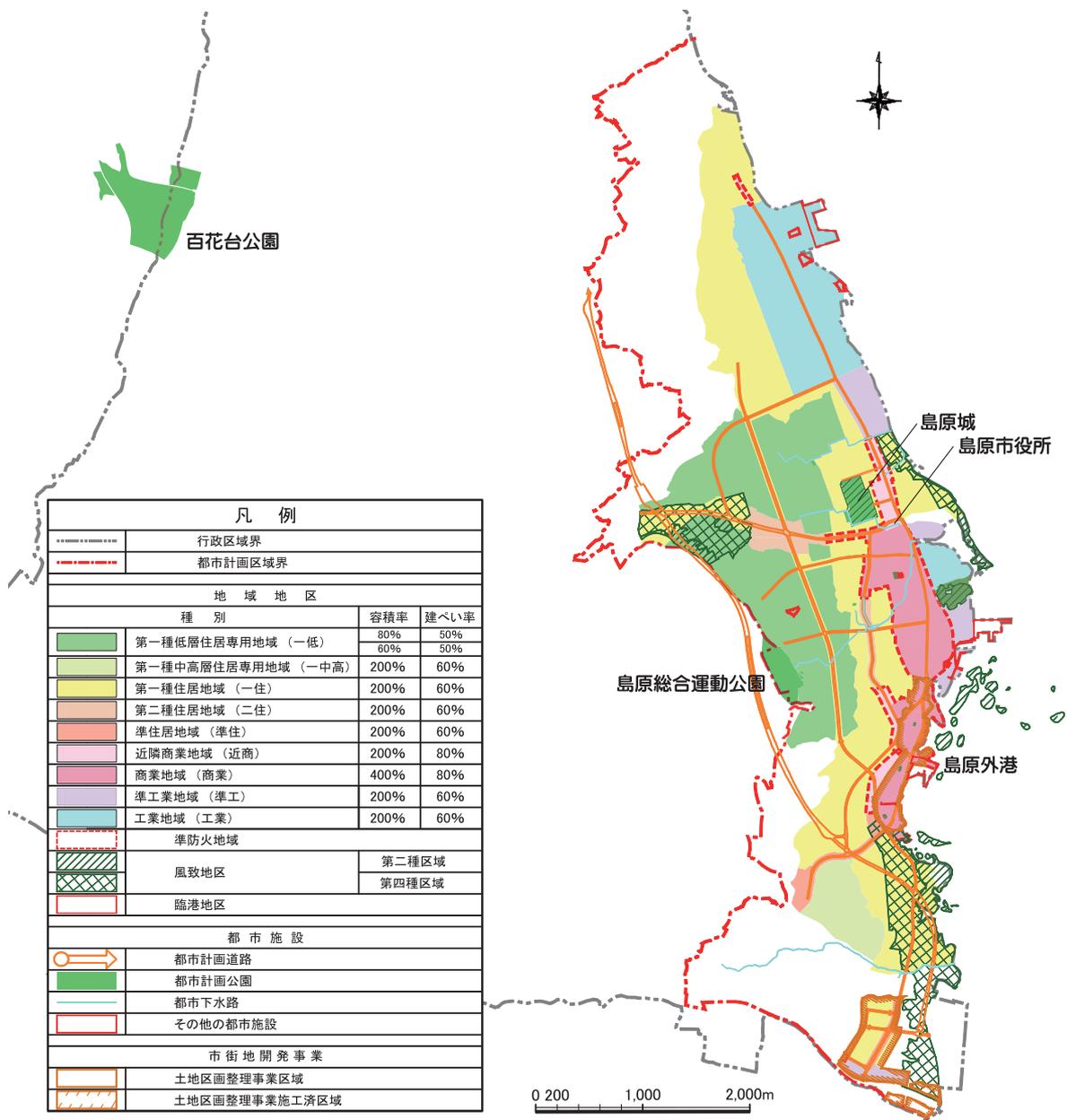
市民アンケート調査では、「湧水池、小川、ため池等の水辺環境の保全・整備」、「山なみ、河川、海浜等の景観保全」が、自然に関係したまちづくりの重要事項としてあげられています。

(6) 都市計画の状況

市域のうち、都市計画区域の占める割合は、約22%となっています。本市の都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域の区分の定めはなく、非線引き区域となっています。用途地域は、9種類の地域を指定しています。風致地区は、瓢箪畑、森岳城、島原海岸、霊丘公園、九十九島、秩父ヶ浦の6地区を指定しています。都市計画道路は19路線、約37.4kmが計画決定されており、その整備率は84.3%となっています。都市計画公園は12箇所、都市計画公園以外の都市公園を含めると65箇所となり、計画面積は92.4ha、供用面積は72.0haとなっています。都市計画区域内人口の1人当たりの公園の敷地面積は12.9㎡で、島原市都市公園条例で定める都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準10㎡以上を上回っています。

また、上水道の普及率は98.5%とほぼ整備されていますが、公共下水道については、未着手の状況です。

■島原都市計画現況図



第3章 都市づくりの課題

1 社会情勢の変化に対応した都市づくりの視点

都市を取り巻く社会情勢は、少子化や超高齢社会の進行、グローバル化の進展、地球温暖化の進行等により大きく変化しており、今後の都市づくりを進めるにあたっては、これらの社会情勢の変化を踏まえ、持続可能な都市づくりを進めて行く必要があります。

(1) 拡散型都市構造から集約型都市構造への転換

これまでの人口増加やモータリゼーションの進展等による拡散型都市構造から、今後の人口減少や超高齢社会に対応した集約型都市構造（コンパクトシティ）への転換が求められています。特に中心市街地では、市民・事業者・行政が連携して、公共公益施設の集約、市街地環境の整備等について積極的に取り組む必要があります。

(2) 環境共生型都市づくりへの転換

大量生産や大量消費は、人々の生活を豊かにした反面、自然環境へ負荷を与え、その結果、地球温暖化や異常気象の発生、生態系の変化等、様々な影響を引き起こしています。

これらに対応するために自然環境の保全・再生や省資源・再生可能エネルギーによる温室効果ガスの排出量の削減、資源の有効活用等、環境への負荷が少ない低炭素まちづくりが求められています。

(3) 社会経済と人的交流のグローバル化への対応

社会経済は、グローバル化が著しく進展し、特に、東アジア諸国の急速な発展により都市間交流が活発になり、新たな活力を生み出そうとしています。

都市間交流を活発にする国際交流事業を推進し、海外からの観光客の受け入れをはじめ、来訪者に対応する国際感覚をもった人材、国際交流団体の育成が求められています。

(4) ライフスタイルや価値観の変化への対応

市民の価値観は、情報社会の中で多岐にわたっており、ライフスタイルにおいても、仕事だけでなく、プライベートや社会活動等も重視する傾向にあります。また家族観や結婚観等の変化に伴い、世帯構成も変化しています。

このようなライフスタイルや価値観の変化から、今後の都市のあり方は、多様な価値観に合った住環境や様々な活動ができる質の高い都市づくりが求められています。市民が“住み続けたい”、来訪者が“また訪れたい”と思う魅力的な都市づくりのために定住人口や交流人口の増加に向けた取り組みを進める必要があります。

(5) 災害に強い防災都市づくりの強化

近年は、火山噴火災害の多発をはじめ、予想を上回る集中豪雨によって引き起こされた土砂災害や浸水被害等の自然災害が多くなっています。また東日本大震災以降、南海トラフ地震等の大規模地震の発生による災害の危険性も指摘されています。

このような災害に備えた、安全・安心な都市づくりが求められています。

(6) 行政投資の選択と集中

地方においては、未だ景気の低迷により税収が伸び悩んでおり、更に少子化や超高齢社会における社会保障費の増大等に伴い、財政構造の硬直化が進んでいます。また、都市基盤の整備や維持にかかるコストの増大も見られ、更に財政状況を厳しいものとしています。

そのため、これからの都市づくりにおいては、行政投資の選択と集中により、事業効果を高める必要があります。

2 本市における都市づくりの課題

前述の『社会情勢の変化に対応した都市づくりの視点』と本市の現状分析から、以下に本市における都市づくりの課題を抽出します。

(1) 活力とにぎわいのある中心都市としての課題

① 島原半島の「顔」としての中心都市づくり

本市は、これまでも島原半島の政治経済の中心的な役割を担ってきましたが、今後の都市づくりにおいては、更に周辺市との広域的な連携を推進し、半島の中心都市としての機能を強化する必要があります。

そのためには、商業施設、業務施設等を集積し、市民の多様なライフスタイルへの対応が可能な都市づくりを目指す必要があります。また、交通対策、産業振興、観光振興、防災対策等について、広域的な視点に立った都市づくりを進める必要があります。

② 中心市街地の再活性化

産業構造や商業をとりまく環境の変化、モータリゼーションの進展、ライフスタイルの変化、人口減少等から中心市街地の活力の低下が、大きな問題となっています。

これからの都市づくりは、従来の拡大指向ではなく、市民のニーズやライフスタイルの変化、人口減少、超高齢社会に対応した既成市街地の再構築が求められています。

そのためには、既存の施設や空き店舗を有効活用するとともに、商店街の活性化、まちなかへの居住推進、道路・公園・緑地の整備、公共公益施設の集約、街なみ景観の整備等を行い、集約型都市構造（コンパクトシティ）へ転換する必要があります。



③土地利用区分の明確化と市街地整備

定められている用途地域と現況の土地利用に乖離が見られる地域があり、住宅地、商業・業務地、工業地、幹線道路沿線等の土地利用区分を明確にする必要があります。

都市計画区域や用途地域の見直しにあたっては、道路整備による利便性の向上が見込まれる地域における無秩序な土地利用や開発の規制等を考慮した検討が必要です。また、周辺の農地や山林の保全等、自然環境とのバランスに配慮しながら、秩序ある市街地の形成を図る必要があります。

④地域経済を支える活力ある産業の振興

本市の地域経済を支える産業は、島原城等の歴史資産や火山・温泉の恵みを活かした観光と、県内有数の農業地帯における農業を主な産業とし、水産業、商業、工業、その他産業を併せた多様な産業構造となっています。しかしながら、近年の雇用形態の変化、景気の低迷等により、その経営環境は厳しくなっています。

活力ある産業の振興には、消費者や利用者のニーズに的確に対応できるサービスの提供と、異業種間の連携が必要であり、特に、本市においては、交流人口の増大と島原製品の販路拡大と併せ、地産地消の促進が重要になっています。

そのためには、産業基盤や流通基盤の整備を行い、観光拠点の整備、島原製品のブランド化等を図る必要があります。

(2) 利便性の高い交通体系の課題

①広域交通ネットワークの整備

本市は、有明海を隔てて、熊本県に隣接することから、長崎・熊本両県を結ぶ海上交通の要衝となっています。また島原半島の中心都市としての役割を担う上でも、地域高規格道路「島原道路」の整備、有明海沿岸を結ぶ半島航路の充実、三県架橋構想の推進等、陸路や海路を含めた広域交通ネットワークのアクセス強化が求められています。併せて交通結節点としての機能の整備・充実を図る必要があります。

②幹線道路、生活道路の整備

本市における交通ネットワークは、主要幹線道路である国道251号や主要地方道愛野島原線、一般県道 千本木島原港線、野田島原線、礪石原松尾町停車場線が縦横に連絡しており、更に市道が市内の集落間を結び、市民生活と経済活動を支える重要な役割を果たしています。

国道は、歩道の一部区間が未整備であり、歩行者や通学の児童・生徒の安全を守るため、交通安全対策として歩道を整備する必要があります。

県道は、ほぼ改良済みですが、一部において幅員狭小の区間があり、幹線道路としての機能を果たすため、未改良区間の整備が必要です。

都市計画道路を含む市道は、市民の利便性や安全性に配慮し、基幹集落と中心市街地を効率的に結ぶ地域生活を支える道路として、機能的で安全な交通体系の確立に向け、計画的な整備が求められています。

(3) 人にやさしい快適な生活環境の課題

① 超高齢社会への対応

本市は、高齢化が進んでおり、平成22年の国勢調査では65歳以上の人口が29.2%を占める超高齢社会となっています。

このような超高齢社会に対応した安全で安心して暮らせる都市の実現に向け、市役所等の公共施設、医療・福祉等の公益施設において、ユニバーサルデザインの導入を図るとともに、歩道や公共公益施設のバリアフリー化を図っていく必要があります。

② 公園・緑地等の整備

公園・緑地は、市民の「憩い」の場所であるとともに、災害時の避難場所として重要な役割を担っており、快適な生活環境の向上や防災機能を高める上でも、整備・保全の必要があります。

また、歴史資産、火山資源（ジオサイト）、水資源（湧水・河川・海岸等）の利活用について検討し、それぞれを結ぶネットワークを形成する必要があります。

③ 下水道の整備

本市の生活排水については、浄化槽やコミュニティプラントによる処理を行っていますが、未だその普及率は40.2%であり、市街地の公共下水道は未着手の状況です。このような状況を踏まえ、生活環境の向上と水質保全の観点から、生活排水処理施設の整備にあたっては、地域の状況に応じた効率的かつ経済的な方法を検討し、整備を進める必要があります。

④ 公共公益施設の整備

老朽化した公共公益施設の整備を行う必要があります。また、県内でも比較的健康管理の機能が充実した長崎県島原病院、島原市保健センター、有明保健センター等があり、今後の超高齢社会の進行を踏まえ、施設機能の充実や既存施設のバリアフリー化を図る必要があります。

(4) 安心して暮らせる安全な都市づくりの課題

① 災害に強い市街地の整備

本市では、雲仙・普賢岳噴火により形成された溶岩ドーム崩壊に伴う災害や洪水・高潮による浸水被害、豪雨による土石流災害等が発生する危険性があります。河川・海岸の整備、治山事業、砂防施設等の整備により土砂災害防止対策を強化し、東日本大震災による被害を教訓に地震・津波対策を行う必要があります。

特に、船津地区の高潮による浸水被害は深刻で、整備に際しては、地元住民と十分に協議する必要があります。

市街地では、狭あい道路や一方通行の道路が多く、地震や火災の際に、緊急車両の通行に支障があるため、道路の拡幅、建築物の耐震化及び防火性能の向上等、市街地の防災対策に努める必要があります。



(5) 水と緑を活かした都市環境形成の課題

① 自然環境の保全

本市の自然は、雲仙・普賢岳の長年の火山活動により、島原湧水群をはじめとする水辺環境や緑の多い森林環境を形成しています。このような恵まれた自然を後世に残していくために生物多様性に配慮しながら、山林や湧水群・河川・海岸等の水辺環境の保全・再生を行っていく必要があります。

② 景観資源の保全と整備

市民や訪れる人に関するおいとやすらぎを与えるため、風致地区の景観、武家屋敷地区に代表される歴史的街なみ景観、平成新山を代表する火山景観、湧水群・海岸等の水辺景観、農業地帯の田園景観の保全に努める必要があります。

第4章 全体構想

1 都市づくりの基本理念

本市は、古くから島原半島の教育・文化、産業・経済、行政の中心的役割を果たしてきました。半島の東部に位置し、九州の東西を結ぶ海上・陸上交通の要衝として、地域外との活発な交流が図られてきました。また、観光や農業・漁業生産の拠点としての特徴を持ち、自然環境や地域資源に恵まれた都市として発展してきました。

しかし、本市を取り巻く状況として、人口減少や少子高齢化の進行による超高齢社会の到来、情報化社会、社会経済のグローバル化、ライフスタイルの変化による産業構造や雇用形態の変化等があり、多くの課題を抱えています。

これらの背景や状況を踏まえ、「島原市市勢振興計画」では、都市づくりビジョンを

1. 島原半島の中心都市づくり
2. 交通・情報ネットワークづくり
3. 安全・安心な暮らしづくり
4. 特色ある産業づくり
5. 健康で誇り高く暮らせる『ひとづくり』重視の都市づくり

としています。

また、本市の目指すべき将来像を

「有明海にひらく湧水あふれる火山と歴史の田園都市 島原」

と定めています。

このような都市づくりや将来像を実現するための主な課題として、活力とにぎわいのある中心都市としてのあり方、利便性の高い交通体系のあり方、水と緑を活かした都市環境形成のあり方、人にやさしい快適な生活環境のあり方、安心して暮らせる安全な都市づくりのあり方等があげられます。

本都市計画マスタープランでは、都市づくりの基本理念を島原市市勢振興計画の将来像と都市づくりの課題を踏まえ、

「豊かな自然と歴史に彩られた活力ある都市 島原」^{まち}

とします。

2 都市づくりの基本目標

2-1 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の5つの基本目標を定めます。

基本目標1 半島の「顔」となる都市

- 島原半島の中心都市として、教育・文化、産業・経済の中心的な機能と交流拠点の機能を備えた半島の「顔」となる都市づくりを目指します。
- 観光・地場産業等の地域経済の活性化を広域的に進め、広域交通ネットワークの整備・充実に努め、利便性の高い都市づくりを目指します。
- 歴史と湧水のある街なみを活かし、歴史と自然と生活が調和した、風情のある美しい都市づくりを目指します。

基本目標2 快適で利便性のある都市

- 人口の減少や超高齢社会へ対応するため、空洞化が顕著である中心市街地のにぎわいと活力の再生に向け、様々な都市機能の集約を図ります。中心拠点である島原城や大手、商店街周辺の比較的狭い範囲に、官公庁や商業、医療、教育文化等の都市機能が集積しています。また有明庁舎周辺には、地域の生活拠点機能が集積しています。今後は、これらの中心拠点や生活拠点に連絡する公共交通ネットワークの構築を図り、行政サービスや医療、介護サービス等が受けやすい利便性の高いコンパクトシティづくりを目指します。
- 交通の利便性や安全性を向上するため、道路や公共交通機関の整備を図ります。
- やすらぎと潤いのある快適な生活環境を保持するため、公園・緑地の整備を図ります。
- 生活環境の向上のため生活排水処理施設の整備・普及を図り、快適な都市づくりを目指します。

基本目標3 災害に強く、人にやさしい安全・安心な都市

- 市民の生命と財産を守り、市民が安心して暮らせる都市づくりに向け、災害に強い防災都市づくりを目指します。
- 防犯対策や交通安全対策の強化・推進を図り、市民が安心して暮らせる都市づくりを目指します。

基本目標4 多様な産業が連携した活力ある都市

- 主な産業である観光と農業を中心とする多様な産業が連携した商品開発やブランド化、消費拡大に努め、活力ある都市づくりを目指します。
- 産業基盤や流通基盤の整備を推進し、各種産業の活性化や交通の利便性の向上を図ります。

基本目標 5 自然環境や地域固有の景観と調和した都市

- 湧水や火山、海岸における干潟等、他の地域では見られない本市固有の自然環境を後世へ残していくため、保全や固有の植物の保護に努め、人と自然と火山が共生する都市づくりを目指します。
- 豊かな自然環境と歴史・文化が調和した景観の保全に努め、美しい街なみ景観を創出します。

2-2 都市づくりの体系

現況及び住民意向の課題

自然的条件

⇒ 湧水、河川、海岸、山林、景観の保全及び整備

社会的条件

⇒ 人口減少、高齢化
 ⇒ 産業の振興、中心市街地の活性化、企業誘致
 ⇒ 地域高規格道路等の広域交通体系の整備及び生活道路の整備
 ⇒ 公共交通機関の整備
 ⇒ 歩道等の整備
 ⇒ 農村環境の保全

都市計画及び都市構造

⇒ 土地利用の区分
 ⇒ 指定用途と現況土地利用との乖離
 ⇒ 都市計画道路の整備
 ⇒ 高齢化に伴う、生活道路と公共交通の整備
 ⇒ 中心市街地の整備
 ⇒ 田園景観の保全と宅地化及び沿道の土地利用
 ⇒ 公園・緑地の整備
 ⇒ 中心市街地の活性化と観光の振興
 ⇒ 公共下水道の計画
 ⇒ 保健・医療・福祉・子育て環境が充実した公共施設整備の整備
 ⇒ 災害の教訓を活かした安全な都市づくり

都市づくりの課題

1. 活力とにぎわいのある中心都市としての課題

① 島原半島の「顔」としての中心都市づくり
 ② 中心市街地の再活性化
 ③ 土地利用区分の明確化と市街地整備
 ④ 地域経済を支える活力ある産業の振興

2. 利便性の高い交通体系の課題

① 広域交通ネットワークの整備
 ② 幹線道路、生活道路の整備

3. 人になやましい快適な生活環境の課題

① 超高齢社会への対応
 ② 公園・緑地等の整備
 ③ 下水道の整備
 ④ 公共施設整備の整備

4. 安心して暮らせる安全な都市づくりの課題

① 災害に強い市街地の整備

5. 水と緑を活かした都市環境形成の課題

① 自然環境の保全
 ② 景観資源の保全と整備

都市づくりの基本目標

1. 半島の「顔」となる都市

・ 広域交通ネットワークの整備
 ・ 風情ある美しい都市づくり

2. 快適で利便性のある都市

・ コンパクトシティの推進
 ・ 道路、公共交通機関の整備
 ・ 公園・緑地の整備

3. 災害に強く、人になやましい安全・安心な都市

・ 災害に強い都市づくり
 ・ 安全・安心な都市づくり

4. 多様な産業が連携した活力ある都市

・ 産業基盤や流通基盤の整備

5. 自然環境や地域固有の景観と調和した都市

・ 自然環境の保全や再生
 ・ 街なみ景観の創出

2-3 人口フレーム

本市の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると都市計画マスタープランの目標年次である平成47年には34,562人と、人口減少が一層進行する見通しとなっており、地域社会や地域経済、財政基盤にも大きな影響を及ぼす深刻な問題になっています。

その対策として「島原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の各種施策・事業の取組を実施することにより、出生率の向上、社会動態の転入超過を維持する取組を実施し、平成47年には将来人口40,000人以上を確保することを目標とします。

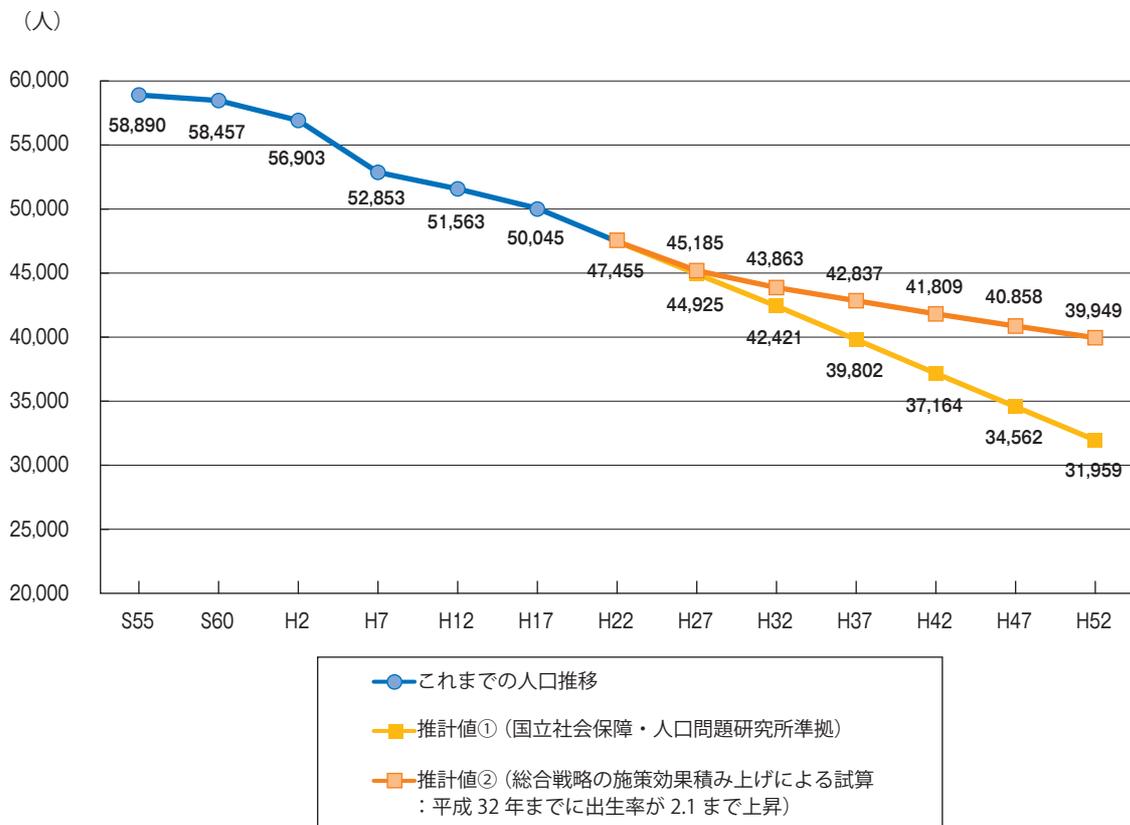
■島原市の人口と将来人口推計

(単位：人)

	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	H32年	H37年	H42年	H47年	H52年
実績値	58,890	58,457	56,903	52,853	51,563	50,045	47,455	-	-	-	-	-	-
推計値 ①	-	-	-	-	-	-	-	44,925	42,421	39,802	37,164	34,562	31,959
推計値 ②	-	-	-	-	-	-	-	45,185	43,863	42,837	41,809	40,858	39,949

推計値①：国立社会保障・人口問題研究所準拠

推計値②：総合戦略の施策効果積み上げによる試算（平成32年までに出生率が2.1まで上昇）



資料：島原市人口ビジョン



3 将来都市構造

将来都市構造は、将来の目指すべき都市の姿を概念的に示すものです。
都市全体の構造を、次の3つの要素により示します。

(1) ゾーンの形成〈面の構造〉

市街地、田園、自然の形態を面的にゾーンとして位置づけるもの

(2) 拠点の形成〈点の構造〉

都市及び地域の拠点形成として位置づけるもの

(3) 軸の形成〈軸の構造〉

機能的な軸の形成と地域拠点間の連携として位置づけるもの

(1) ゾーンの形成〈面の構造〉

本市の土地利用の特性から「市街地ゾーン」、「農業振興ゾーン」、「自然環境保全・育成ゾーン」と位置づけます。

「市街地ゾーン」

- 商業、医療、福祉、教育文化や公共公益施設等の都市機能が集まるゾーンを形成します。
- 島原半島の中核として、半島の地域経済を支えるためにも広域的な拠点として交通アクセスの強化に努めます。

「農業振興ゾーン」

- 有明地域、三会地域、杉谷地域、安中地域の農地を「農業振興ゾーン」とし、県下有数の農業地帯の更なる振興を図るゾーンとします。

「自然環境保全・育成ゾーン」

- 「自然環境保全・育成ゾーン」として、国立公園を主な区域と位置づけ、山林や火山地形等の自然環境を保全するとともに、観光資源として活用するゾーンとします。

(2) 拠点の形成〈点の構造〉

本市の都市構造の拠点として、都市機能を集約する「中心拠点」及び「地域生活拠点」、海上交通の利便性を図る「海上交通拠点」、工業の活性化を図る「工業拠点」、代表的な観光資源を「観光拠点」、自然と触れ合う場所を「自然交流拠点」、農業体験を行う場所を「農業交流拠点」として位置づけます。また、島原半島ジオパークの構成要素でもある火山資源等を「ジオサイト」として位置づけます。

「中心拠点」 島原城周辺

- 島原城周辺を、商業、医療、福祉、教育文化や公共公益施設等の都市機能が集まる中心拠点とします。また交通拠点として島原駅、島鉄バスターミナルを中心に機能強化を図ります。

「地域生活拠点」 有明庁舎周辺

- 有明地域の中心部については、公共公益施設をはじめ、商業、医療、福祉、教育等の都市機能が集積していることから、有明庁舎や有明総合文化会館を核とする「地域生活拠点」を形成します。
- 良好な営農環境と農村景観を保全するため、土地利用区分の明確化を図り、市街地と農村が調和した都市空間を形成します。



「海上交通拠点」 島原外港

- 海の玄関口である島原外港は、業務や観光における海上交通の拠点であり、市内外への交通結節点として、道路や交通アクセスの利便性の向上を図ります。また、商業・業務地としての都市機能の集約や生活利便性の向上を図ります。

「工業拠点」 島原新港三会工業団地

- 島原新港三会工業団地には、食品加工関連施設や青果市場関連施設が立地しており、今後も、貨物対策施設等の物流機能が整備された「工業拠点」として位置づけます。

「観光拠点」 島原城周辺

- 本市の観光資源である島原城、武家屋敷、鯉の泳ぐまちのエリアを「観光拠点」とし、施設の整備や観光施設間の回遊性の向上、街なみ景観の整備を図ります。
- 島原城や武家屋敷は、歴史・文化的価値も高く、歴史・文化のシンボルとして位置づけます。

「自然交流拠点」 平成新山等の火山資源

- 平成新山を望む平成新山ネイチャーセンター周辺を「自然交流拠点」として位置づけ、雲仙岳災害記念館、ジオツアー（「ジオサイト」参照）等と連携して、保全・活用に努めます。

「農業交流拠点」 舞岳山荘周辺

- 舞岳山荘周辺を農業交流拠点として、民泊・農業体験のグリーンツーリズム等を推進し、交流人口の増加を図ります。

「ジオサイト」

- 島原半島世界ジオパークにおいては、平成新山等の自然を活かした「ジオサイト」（地形や地層を観察・体験できる場所）をPRするとともに、国内のジオパークとの連携をはじめ、韓国済州島と姉妹ジオパーク提携、香港ジオパークとの協力協定のもと、諸外国ジオパークとの連携・交流を行います。またジオサイトは、ジオツアー（地質や自然遺産を巡る小旅行）等により、市民や国内外の観光客の集客を図る拠点とするとともに、「自然との触れ合いの場」、「自然学習の場」として活用します。

(3) 軸の形成〈軸の構造〉

広域的な連携と市内交通体系を強化する都市機能の軸として「広域連携軸」、「市街地連携軸」、「海上交通軸」を位置づけます。

「広域連携軸」

- 広域連携軸としての地域高規格道路「島原道路」は、観光や物流、救急医療等、他地域との高速交通を強化する重要な都市基盤施設であり、沿道の環境との調和を図りながら、早期の完成を目指します。
- 島原半島の3市が連携し、島原地域の更なる魅力アップを図ります。また九州新幹線西九州ルートの開通を見据え、長崎、熊本、天草等の観光地と連携した広域観光ネットワークを推進します。

「市街地連携軸」

- 市街地と各地域間を連絡する幹線道路として、国道、県道、都市計画道路の整備を図ります。また有明地域と市の中心部を結ぶ、道路網について検討します。

「海上交通軸」

- 九州新幹線鹿児島ルートが開通したことにより、産業や観光振興の面からも有明海東沿岸地域との連絡強化による広域連携を図る必要があります。福岡・熊本方面への連絡路として、フェリー、高速船、バス路線等、公共交通機関の連携強化を図ります。

4 都市づくりの方針

将来の都市構造を実現するため、以下の6つの方針を定めます。

- 土地利用の方針
- 都市交通の方針
- 自然環境の保全と公園・緑地・湧水等の方針
- 住環境の方針
- 景観形成の方針
- 防災都市づくりの方針

4-1 土地利用の方針

(1) 基本方針

1. 本市の「顔」となる市街地の形成

本市の中心拠点である島原城周辺において、商業施設や公共公益施設を集約し、まちなかへ居住しやすいコンパクトシティを目指します。また、歴史や湧水を活かした風情ある街なみ景観の整備を図り、本市の「顔」となる市街地を形成します。

2. 計画的な土地利用の促進

現況の土地利用は、都市的土地利用と自然的土地利用の混在が見られる地域があります。両者の区分を図る上で、地域の特性に応じた市街地の適切な土地利用に向けた用途地域の見直しや地区計画の活用等により、市街地や農地、自然環境が調和した計画的な土地利用を誘導します。

3. 地域の特性に応じた産業振興

本市の主な産業は、観光と農業であり、観光については島原城、武家屋敷等の地域資源を活かし、農業については農産物のブランド化による知名度向上等、全国、更には海外を視野に入れた、新たな施策を講じる必要があります。したがって、これら貴重な地域資源の維持に必要な周辺部の土地の保全を図り、より効率的かつ効果的な土地利用を目指します。

4. 自然と共存した都市環境の整備

平成新山、眉山、舞岳、九十九島等の自然景観や湧水・温泉等は、本市の貴重な地域資源であり、この恵まれた資源を保全・活用し、自然と共存した都市環境の整備を目指します。

(2) 整備方針

土地利用の基本方針に基づき、①6つの土地利用区分、②1つのゾーン、③指定区域等の見直しについて示します。

なお、都市計画区域外についても、適正な土地利用を誘導するための施策を検討します。

①土地利用区分

住宅地

- 用途地域内で、住居系用途地域と現況の土地利用が住居系であるものを「住宅地」とします。
- 用途地域内に居住を誘導し、生活道路の整備を進め、住環境の向上を図ります。
- 密集市街地については、空き家対策を行うことにより、住環境の向上を図ります。
- ひょうたん池公園周辺は、地域高規格道路「島原道路」や都市計画道路の整備により利便性の向上が予測されるため、計画的な土地利用を誘導し、秩序ある市街地の形成を図ります。

商業・業務地

- 人口減少社会における持続型の都市構造を目指し、商業・業務地の集約・コンパクト化を図ります。
- 商店街については、既存の施設や空き店舗を有効活用し、まちなかへの居住推進、歴史を感じる街なみ整備等により、中心市街地の活性化を図ります。
- 海の玄関口である島原外港一帯は、業務や観光における海上交通の拠点として、商業・業務地としての土地利用の質的向上を図ります。

工業地

- 島原新港三会工業団地周辺の工業地域への企業誘致については、県や関係機関と連携した誘致体制の強化、情報の収集に努めながら、地域特性に合った業種にターゲットを絞り、効率的な誘致活動を図ります。また、市内企業の規模拡大等の支援、人材の育成にも積極的に取り組めます。

農地・農業集落地

- 優良農地の保全や農地の基盤整備を推進します。また農村集落の住環境の維持・向上に努めます。

自然緑地・砂防指定地

- 水源の涵養機能のある緑豊かな森林を保全し、平成新山ネイチャーセンター周辺を自然と触れ合える自然学習の場として整備に努めます。
- 砂防指定地内の水辺環境については、水無川導流堤に「われん川」が整備されており、引き続き、整備・利活用を推進します。

公園・緑地

- 公園や緑地を適切に配置し、自然と調和した市民の憩いの場としての土地利用を図ります。

②ゾーン

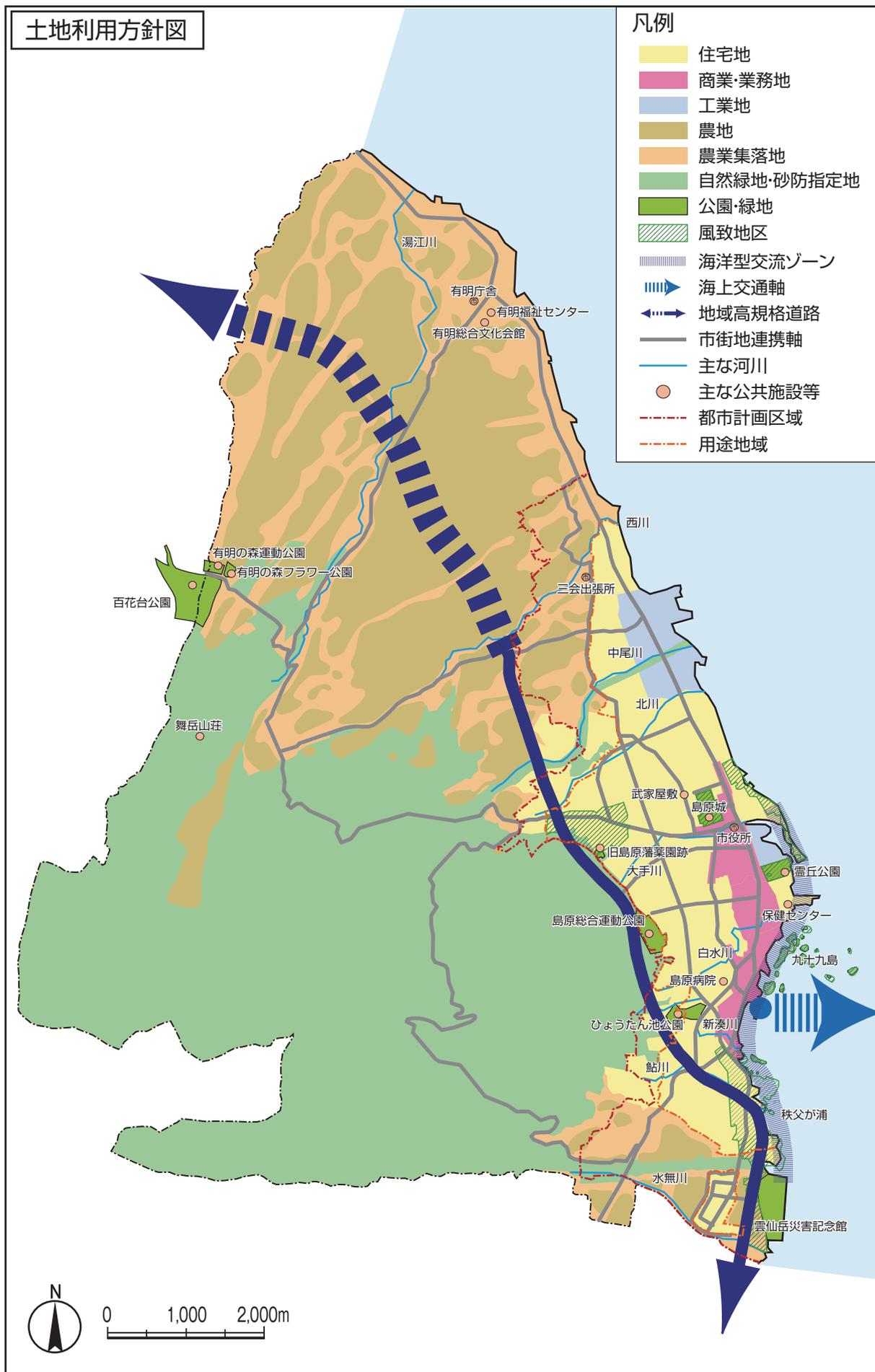
海洋型交流ゾーン

- 猛島、長浜、九十九島、秩父が浦の良好な海岸景観を保全し、親水型の海岸整備を検討します。

③指定区域等の見直し

区域等の見直し

- 現在の土地利用状況を踏まえ、都市計画区域や用途地域、風致地区の見直しを検討します。



4-2 都市交通の方針

(1) 基本方針

1. 広域交通ネットワークの早期形成

交流人口の増加、物流や企業立地の面からも、広域交通ネットワークの形成が必要であり、環境に配慮しながら、地域高規格道路「島原道路」の整備、有明海沿岸を結ぶ半島航路の充実、三県架橋構想の推進等、陸路や海路を含めた広域交通ネットワークのアクセス強化を促進します。

2. 有明地域と市街地との連絡強化

有明地域と市街地を連絡する幹線道路として、国道251号や広域農道（雲仙グリーンロード）、主要地方道愛野島原線がありますが、両地域の更なる連絡強化のための道路網について検討します。

3. 幹線・生活道路の改善

主要幹線道路である国道は、都市部への重要なアクセス道路であるとともに、生活道路としても利用され、特に小・中・高校生の通学路としても利用されることから、児童・生徒の安全を守るため、歩道等の交通安全施設の整備を推進します。

県道については、計画的に改良整備されていますが、幅員狭小の区間があるため、幹線道路としての機能を果たすように、未改良区間の整備を推進します。

都市計画道路を含む市道については、危険箇所の把握に努め、計画的な改良や歩道等の交通安全施設の整備を図ります。

4. 公共交通機関の充実

広域公共交通については長崎空港や主要駅とのスムーズな連絡を、市内の公共交通については高齢者の増加に伴う、その地域にふさわしい地域公共交通のあり方や公共公益施設へのアクセス整備を検討します。

また、「既存公共交通の利用促進」、「バス交通空白地帯の解消」、「公共交通機関利用の協働の促進」を推進します。

(2) 整備方針

都市交通の基本方針に基づき、①道路体系、②公共交通について示します。

①道路体系

地域高規格道路「島原道路」

- 地域高規格道路「島原道路」は、島原市出平町と南島原市深江町の区間が供用開始されています。今後、長崎・諫早方面との広域的な観光ルートの形成や産業の活性化、交流人口の増加、救急医療体制の連携強化に資する道路として、残りの区間の早期完成を目指します。

幹線道路

- 幹線道路である国道や県道については、道路混雑の解消や歩道の整備を図ります。
- 都市計画道路の整備率は83.5%と整備が進んでいますが、未整備の路線については、事業効果や緊急性を勘案しながら整備を図ります。
- 有明地域と市街地の道路網について検討し、相互の連絡を強化します。

生活道路

- 幅員が狭小な生活道路については、歩行者の安全や緊急車両の通行を確保するため、拡幅等の道路改良を行います。
- 本市の市道は、1,429路線、総延長は約563 kmです。そのうち舗装率が93.7%、改良率が52.6%です。今後は、狭小箇所の改良や維持管理を重点的にを行います。

②公共交通

鉄道

- 本市にとって、「島原鉄道」は重要な交通機関であり、特に車を運転しない高齢者や学生には、必要不可欠な移動手段となっています。また観光浮揚や地域振興のためにも大きな役割を担うものです。鉄道施設整備等への支援と利便性の向上を図るとともに、地域資源・ビジネスと連携し、利用促進と観光振興による「島原鉄道」の存続と地域の活性化を図ります。
- 島原駅は、本市の交流拠点として地域のランドマーク的な機能を有しています。各施設にスムーズにアクセスできるよう、公共交通機関の結節点としての強化と併せ、観光等の情報発信に努めます。
- 島原外港駅は、フェリーや高速船の連絡口であり、利用者の安全を確保するため、外港ターミナルまで歩きやすい道路整備に努めます。

バス

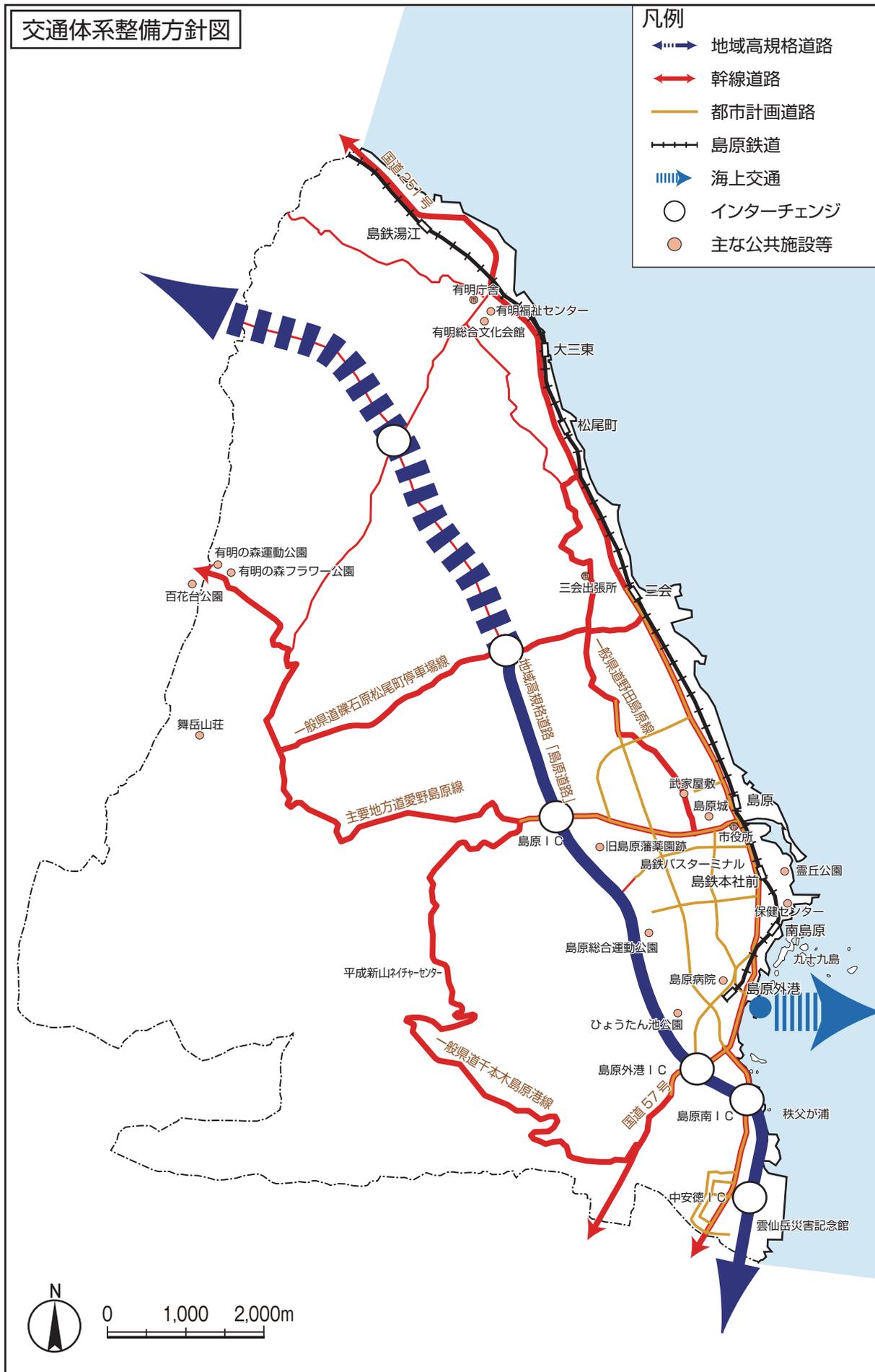
- 平成20年4月1日に島原鉄道の島原外港～加津佐間が廃止されたことから、廃止地域の買い物、通勤、通学等の足の確保や有明地域から市街地へのアクセスの確保維持が必要です。また高齢者の通院や学生の通学の時間帯における路線バスの便数やルートを実情に合わせるなど、サービス向上の誘導に努めます。
- 乗合タクシー等の社会実験を行い、公共交通機関の空白地域の解消や公共公益施設へのアクセス整備を図るとともに、ノンステップバスのように高齢者等に対応したバリアフリー化を推進します。

海上交通

- 島原外港は、熊本、大牟田の2方面にフェリーと高速船が運航されており、九州の東西を結ぶ海上交通の要衝となっています。熊本や福岡方面の海の玄関口である島原外港周辺の機能強化を図ります。

駐車場

- 日常生活において、自動車利用者の利便性向上と道路交通の円滑化を図る上で、駐車場は必要不可欠です。そのため島原城、武家屋敷、鯉の泳ぐまち等の観光スポットや中心市街地において、来訪者に対する駐車場の確保に努めます。



4-3 自然環境の保全と公園・緑地・湧水等の方針

(1) 基本方針

1. 自然・緑の触れ合い拠点の創出

恵まれた自然環境を活かし、緑と触れ合える憩いの場を創出するとともに、島原半島ジオパークの火山資源を自然学習の場として活用します。

また、市内全域において、花いっぱい運動を推進します。

2. 湧水の保全と活用

豊かで潤いのある市民生活に必要な水を確保し、かけがえのない貴重な資源としての地下水の保全を図ります。

「水の都 島原」としての風情を醸し出す武家屋敷地区の水路、鯉の泳ぐまち、白土湖、湧水庭園「四明荘」等の島原湧水群や周辺環境の保全・活用を図ります。

3. 魅力ある緑の創出・保全

親水公園、コミュニティ公園の整備や街路の緑化を推進します。

公園美化運動の支援等、地域住民による公園の維持・管理の手法を含め、地域に根付いた公園づくりに努めます。

4. 自然環境に配慮した水と緑の都市環境の形成

島原半島ジオパークには、雲仙・普賢岳や火山に息づく森林、河川、有明海の潮流等、多様な火山・水資源があり、森林バイオマス、小水力、潮流、湧水、地熱、風力等、未利用資源に関する可能性が多く残されていることから、これらを有効に活用し、島原半島3市（島原市、雲仙市、南島原市）が連携して、再生可能エネルギーの調査・研究を進め、低炭素・循環型のまちづくりを目指します。

また島原半島ジオパークの構成要素である火山資源、水資源（湧水・河川・海岸等）、公園・緑地を結ぶネットワークを形成し、都市環境の向上を図ります。

(2) 整備方針

自然環境の保全と公園・緑地・湧水等の基本方針に基づき、①拠点、②軸、③ゾーンについて示します。

①拠点

緑の拠点

- 島原城跡公園や霊丘公園、百花台公園、日本三大薬園の一つである国指定史跡旧島原藩薬園跡を「緑の拠点」として位置づけ、周辺地域を一体的に整備します。
- 市民の憩いの場であるコミュニティ公園は、防災や景観面にも配慮しながら、計画的な整備に努めます。
- 公園・緑地を緑の拠点として、適正な維持管理に努めます。

自然交流拠点・農業交流拠点

- 島原半島ジオパークの主要施設である雲仙岳災害記念館や平成新山ネイチャーセンターについては、火山資源と触れ合う自然交流拠点として活用します。
- 舞岳山荘周辺を農業交流拠点として、民泊・農業体験のグリーンツーリズム等を促進し、交流人口の増加を図ります。

②軸

海の交流軸

- 松くい虫の防除を継続して行うことにより、九十九島等の美しい景観を保全し、「長浜のすくい」に見られるような親水型の海岸を創出します。

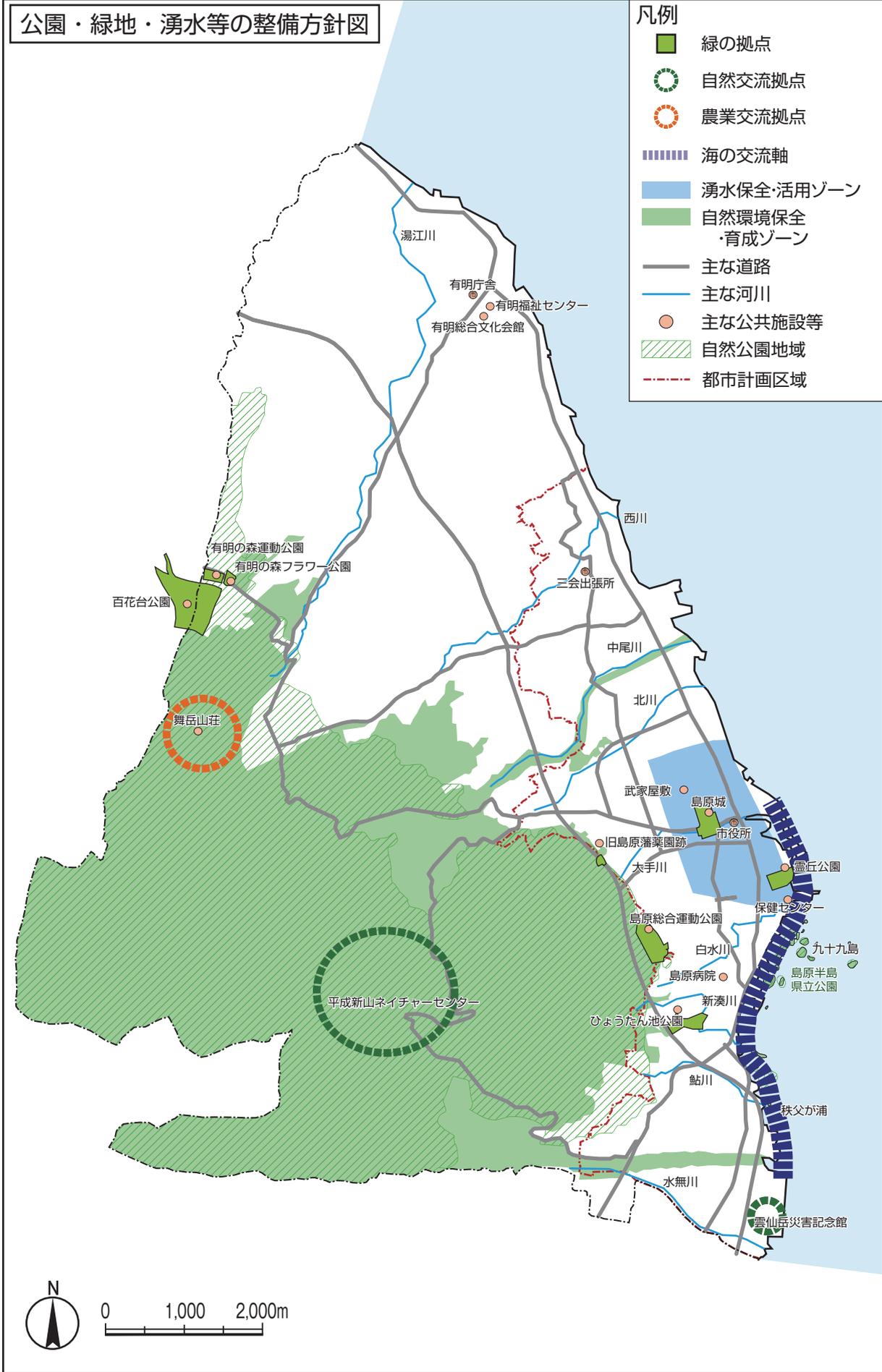
③ゾーン

湧水保全・活用ゾーン

- ゾーン全域を歴史湧水公園と捉え、武家屋敷・鯉の泳ぐまち・白土湖周辺地域の景観保全や街なみ景観の整備を促進します。また、「歴史と湧水」をキーワードに、文化財と湧水を活用した施設整備や回遊性の向上を図る歩行者用案内板の設置により交流人口の増加を図ります。

自然環境保全・育成ゾーン

- 雲仙・普賢岳噴火災害からの森林復旧が課題です。
- 森林には、治山・治水・防災や水源涵養等の機能があり、その保全・育成を図ります。



4-4 住環境の方針

(1) 基本方針

1. 保健・医療・福祉・子育て環境が充実した人にやさしい都市の形成

住環境の向上を目指し、保健・医療・福祉・子育て施設やサービスが充実した、人にやさしい都市を形成します。また、高齢者や障害者が安全で快適に暮らせるよう、歩道や公共公益施設のバリアフリー化を推進します。

2. 超高齢社会に対応した利便性のあるコンパクトシティの形成

本市の社会、経済、自然、歴史等を考慮した上で、商業施設や学校、病院といった公共公益施設等の都市機能を中心市街地に誘導することによって、超高齢社会に対応した医療、介護サービスが受けやすく、学校や病院、商店街、市役所等に歩いていけるコンパクトシティを目指します。

3. 安全で快適な住環境の整備

密集市街地の改善や公共下水道の計画を行い、安全で快適な住環境を形成します。また、密集市街地については、災害時の避難場所として活用できる防災機能の高い公園・緑地を配置します。

(2) 整備方針

住環境の整備方針は、以下に示すとおりです。

住環境

- 商業施設や公共公益施設を中心市街地に誘導し、都市機能を集約した「コンパクトシティ」を目指します。
- 超高齢社会に備えて、用途地域内へ居住を誘導し、公共公益施設・歩道・駅等のバリアフリー化や公共交通の整備を推進し、「誰もが安全で快適に暮らせるまちづくり」を目指します。
- 空き家の実態を把握し、空き家バンク等を活用したUターン、Iターン者による地域の活性化や古民家再生、廃屋対策を図る空き家等対策計画を策定し、空き家の有効活用を図ります。
- 長崎県の住宅マスタープランや島原市耐震改修促進計画に沿って、住宅の耐震改修や公営住宅の長寿命化等を促進し、安全で快適な住環境を形成します。



上下水道

1. 上水道

○上水道及び簡易水道の普及率（行政区域内人口に対する給水人口の割合）は、98.5%とほぼ整備されていますが、施設の老朽化が進んでいます。また地域によっては、給水人口の減少も予想されます。これらを踏まえ、効率的な施設整備を進め、安全な水を供給できる水道システムの再構築を図ります。

2. 下水道

○汚水処理人口普及率（行政人口に対する下水道、浄化槽、コミュニティプラント等の汚水処理施設を利用可能な人口の割合）は、40.2%です。県内の平均は77.2%であり今後更なる普及率の向上に努めます。本市では、浄化槽を中心とした雑排水の処理を進めていますが、公共下水道の整備を検討し、汚水処理人口普及率の向上に努めます。

○し尿処理については、既存施設の老朽化により、汚泥再生処理センターの整備を進めています。

4-5 景観形成の方針

(1) 基本方針

1. 豊かな自然と風土文化が調和した都市景観の形成

豊かな自然と島原城や武家屋敷等の歴史資産が調和した、自然と歴史を感じる都市景観の形成を目指します。

2. 都市部と農村部が調和した田園景観の形成

都市部と農村部を結ぶ幹線道路の緑化を推進し、都市部から農村部への緑の連続性を確保します。また、自然景観と田園景観の保全を図ります。

3. 歴史と湧水の街なみ景観の整備

島原城、武家屋敷、鯉の泳ぐまち周辺においては、歴史を感じ、湧水あふれる街なみ景観を形成するため、市民と協働して建築物の修景整備や道路の美装化を行います。

4. 景観計画の整備

平成21年に、武家屋敷地区を景観計画区域に定めていますが、今後、島原の景観、風景を守り育てるために市内全域を景観計画区域とし、「城下町の景観」、「湊町の景観」、「農村や田園の景観」等、良好な景観を有する地区を景観形成促進地区に指定していきます。

(2) 整備方針

景観形成の基本方針に基づき、①景観拠点、②拠点をつなぐネットワーク、③ゾーンについて示します。

①拠点

景観拠点

- 島原城、武家屋敷、鯉の泳ぐまちを「歴史と湧水」の景観拠点とします。
- 平成新山を「火山資源」の景観拠点とします。
- 九十九島や秩父が浦周辺を海岸景観の拠点とします。

②ネットワーク

沿道景観

- 幹線道路を中心に、市内全域に緑を増やし、心落ち着く景観を形成します。
- 植栽や花いっぱい運動を推進しながら、魅力ある沿道景観を形成します。

③ゾーン

歴史と湧水の街なみ整備ゾーン

- 島原城、武家屋敷、鯉の泳ぐまち周辺においては、歴史を感じ、湧水あふれる街なみ景観を形成するため、無電柱化の検討や景観計画を策定し、建築物の色・外壁・看板デザイン等の規制誘導を図ります。
- 有形登録文化財の制度を活用し、歴史を感じる街なみ景観の整備を図ります。

景観に配慮した市街地ゾーン

- 市民への景観に対する啓発を行い、緑があふれる住宅景観を促進します。
- 建築物や屋外広告物のデザインについては、地区の景観を阻害しないように指導を行い、良好な景観形成に努めます。

田園景観の保全ゾーン

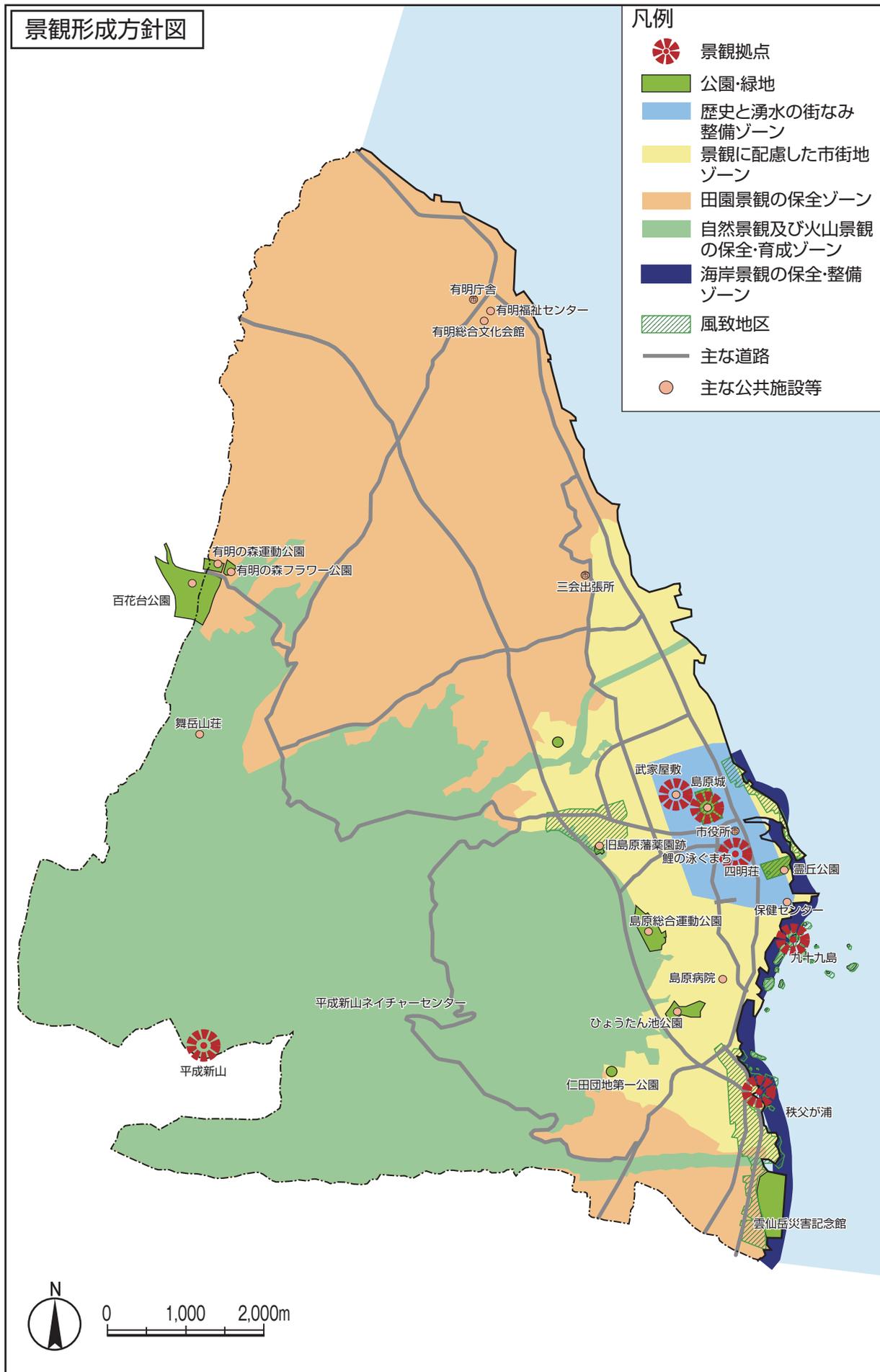
- 有明地域、三会地域、杉谷地域、安中地域の農地については、無秩序な開発を抑制し、都市部と農村部の景観の調和を図ります。
- 日本の原風景を思わせる農村・田園景観の保全に努めます。

自然景観及び火山景観の保全・育成ゾーン

- 景観拠点である平成新山を望む、主要な眺望箇所の景観保全を図ります。
- 砂防指定地においては、流路の阻害とならない場所に、花木の植栽を推進します。
- ジオパークとしての火山景観を保全し、植林等により良好な森林景観を形成します。

海岸景観の保全・整備ゾーン

- 海岸部の猛島、長浜、九十九島、秩父ヶ浦の風致地区を保全し、自然環境に配慮した親水護岸等による市民が集う海岸景観を創出します。



4-6 防災都市づくりの方針

(1) 基本方針

1. 災害に強い都市づくり

雲仙・普賢岳噴火災害や東日本大震災による被害を教訓に火山災害や地震・津波災害、洪水・高潮・土石流等の災害に対する安全性の向上を図るため、河川・海岸の整備、治山事業、砂防施設等の整備により、土砂災害防止機能を強化します。また、多様な自然環境との共生に努めます。

2. 安全な都市環境の創出

狭あい道路の改良や歩行者の安全対策、建築物の耐震化・防火性能の向上を推進し、火災の延焼防止効果の高い道路、公園・緑地を確保します。また、長崎県地域防災計画で想定している「雲仙地溝南縁東部断層帯と雲仙地溝南縁西部断層帯の連動」による津波浸水に対する避難場所や避難経路を整備し、災害や火災等に強い安全に暮らせる都市を目指します。

度重なる高潮により、船津地区では、床上・床下浸水被害を被っており、その対策を進めます。また、市民の防災意識を高め、地域の防災力を強化する取り組みを行います。

(2) 整備方針

防災都市づくりの整備方針は、以下に示すとおりです。

河川・海岸・砂防等の防災対策

1. 河川整備

○白水川や湯江川を中心に河川改修を進め、安全な市街地の形成を推進します。

2. 海岸整備

○良好な海岸景観を活用して、親水護岸等の整備に努めます。津波による被害を軽減する海岸保全施設の整備や地域住民の避難対策を推進します。

3. 砂防整備

○関係機関と緊密に連携しながら、雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊対策を推進します。
○「水無川砂防計画」等に基づいて、砂防堰堤嵩上げの整備を推進します。
○溶岩ドーム崩壊に対する避難計画や避難所の指定及び要配慮者への支援策等、地域防災計画の見直しを行い、当該計画に基づき、避難訓練を実施します。

4. 高潮対策

○白水川河口付近の高潮対策として、海岸護岸の嵩上げや締切堤防、排水ポンプの設置を行うとともに、船溜まりの埋め立てを行います。

5. 眉山対策

○豪雨時の土砂流出等を防止するため、関係機関と緊密に連携しながら眉山の治山事業を推進し、水源の涵養や良好な自然景観を創出する森林形成に努めます。



災害に強い市街地の整備

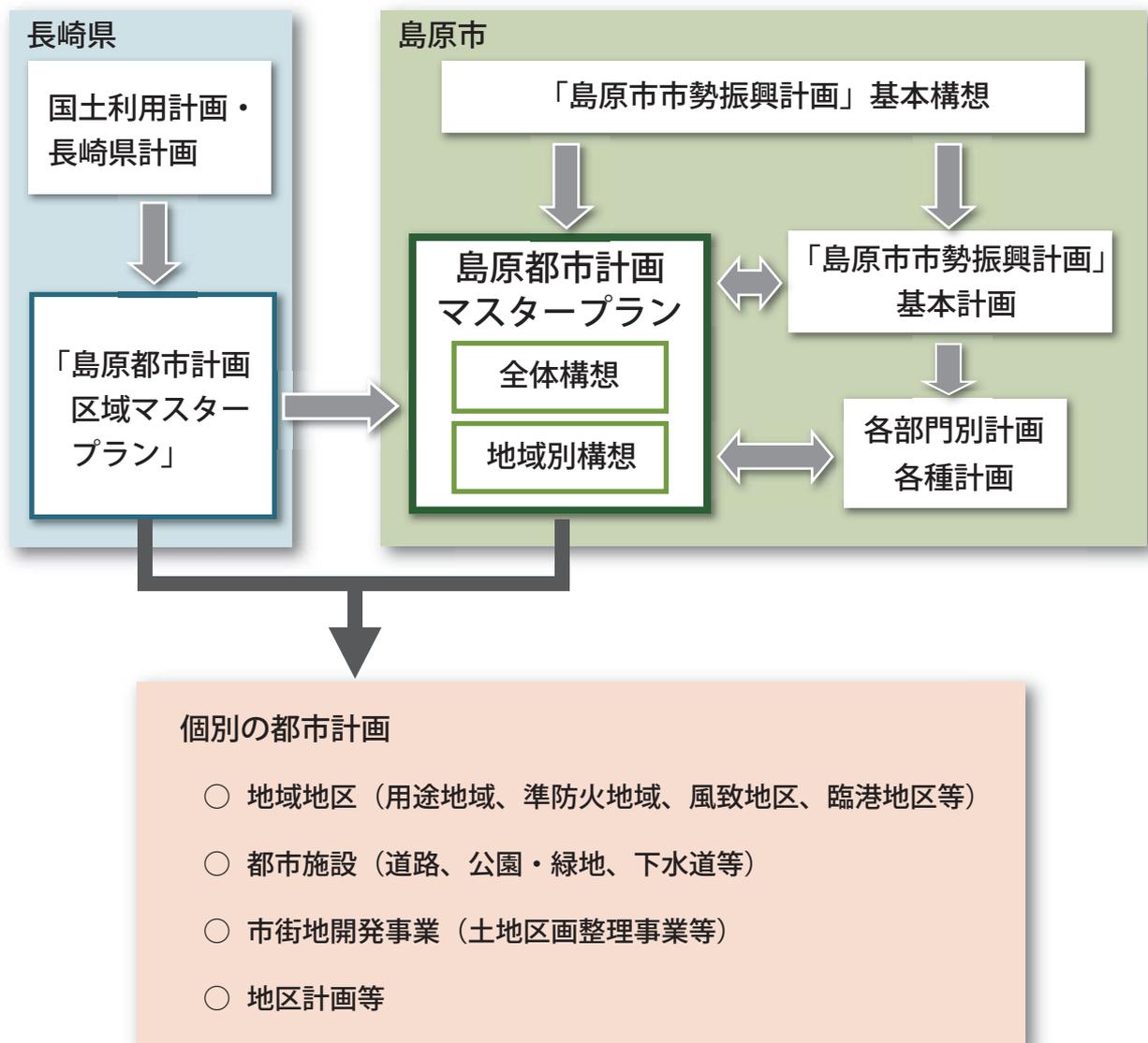
- 木造家屋が密集した地域では、建築物の耐震化・防火性能の向上を推進するとともに、狭あい道路の拡幅改良や廃屋等の除去を推進することにより、火災延焼防止効果の向上を図ります。
- 道路・公園は、火災の延焼を防止する機能があることから、防災面にも配慮した整備を行います。

第5章 地域別構想

1 地域別構想の位置づけ

(1) 位置づけ

地域別構想では、上位計画である「島原市市勢振興計画（平成22年3月策定）」の基本構想に基づき、本市全体の都市づくりを踏まえ、各地域の特性を活かした地域づくりの将来像と方向性を示します。



(2) 地域区分

地域区分は、有明地域、三会地域、杉谷地域、森岳地域、霊丘地域、白山地域、安中地域の7地域です。

2 地域別構想

2-1 有明地域

(1) 地域の概況

1. 人口・世帯

- 人口は、平成18年の11,959人から平成27年の10,987人へ減少傾向にあります。
- 世帯は、平成18年の3,326世帯から平成27年の3,646世帯へ増加傾向にあり、核家族化が進行しています。



2. 土地利用

- 地域の大部分が農業振興ゾーンであり、田畑による土地利用が、ほぼ半分を占めています。
- 住宅地の多くは、地域の北東部の有明庁舎周辺や国道251号沿線に形成されています。

3. 交通体系

- 道路は、国道251号、一般県道野田島原線、広域農道（雲仙グリーンロード）、主要地方道愛野島原線が整備されています。
- 公共交通は、島原鉄道と路線バスがあります。

4. 公園・緑地・湧水等の自然環境

- 公園・緑地は、都市計画公園百花台公園、有明の森運動公園、有明の森フラワー公園等があります。
- 湧水地は、舞岳源水を含め5箇所程度あります。
- 舞岳から扇型に緩やかな傾斜で、有明海に広がっています。また、湯江川の上流部は、ゲンジホタルの生息地となっています。
- 県指定文化財の松崎の大クス等、多くの指定文化財があります。

5. 住環境・生活に関わる施設

- 湯江小学校、大三東小学校、高野小学校、有明中学校、幼稚園、保育園があります。
- 健康・レクリエーション施設が多く、島原市有明福祉センター（有明温泉「美人の湯」）、天然温泉健康の泉、島原市有明総合文化会館（大野原遺跡展示館「縄文の里」）、有明プール、有明体育館等があります。
- 島原市役所有明庁舎、有明公民館、有明保健センターがあります。

6. 景観形成

- 石積で区画された段々畑が傾斜地に沿って広がり、美しい田園景観を形成しています。
- 舞岳山頂や舞岳山荘から、有明海の雄大な風景を望むことができます。

7. 防災

- 舞岳から有明海へ流れる湯江川は、上流域は砂防指定地、下流域は島原市地域防災計画の災害危険河川区域（以下、災害危険河川区域という。）に位置づけられています。また湯江川から分岐した前川内川と、雲仙市との行政界を流れる栗谷川の中流が、災害危険河川区域に位置づけられています。
- 台風による高潮被害が発生しやすいことから、大野海岸、江崎海岸、半田海岸、松尾海岸は、島原市地域防災計画の災害危険海岸区域（以下、災害危険海岸区域という。）に位置づけられています。

(2) 地域づくりの基本方向

商業、医療、福祉、教育等の地域生活拠点として、 市街地と農村が調和したまちづくり

有明地域は、豊かな田園風景が広がる地域です。

有明庁舎周辺には、商業、医療、福祉、教育等の生活利便施設が集積していることから、「地域生活拠点」としてのまちづくりを進めます。また、土地利用区分の明確化を図り、良好な営農環境と農村・田園景観の更なる保全に努めます。

(3) 地域づくりの方針

1. 土地利用の方針

- 「農業振興ゾーン」として、県下有数の農業地帯の更なる振興を進めます。
- 有明庁舎や有明総合文化会館周辺における商業、医療、福祉、教育等の都市機能の集積を活かし、「地域生活拠点」を形成します。
- 土地利用区分の明確化を図り、良好な営農環境と農村・田園景観の保全に努めます。

2. 交通体系の整備方針

- 長崎・諫早方面へ繋がる地域高規格道路「島原道路」は、観光や物流、救急医療体制の連携強化の面からも必要であり、沿道の環境との調和、優良農地等に配慮しながら、整備を進めます。
- 有明地域と市の中心部を結ぶ、道路網について検討します。
- 超高齢社会や地域の実情に応じた、地域にふさわしい公共交通の運行手法を検討します。

3. 公園・緑地・湧水等の整備方針

- 百花台公園整備事業を推進します。
- 百花台公園、有明総合文化会館等において、各種スポーツの大会・合宿や文化的イベントを誘致し、地域の活性化を図ります。
- 舞岳山荘周辺を農業交流拠点として、民泊・農業体験のグリーンツーリズム等を推進し、交流人口の増加を図ります。
- 漂着流木対策等、有明海における干潟の保全に努めます。

4. 住環境の整備方針

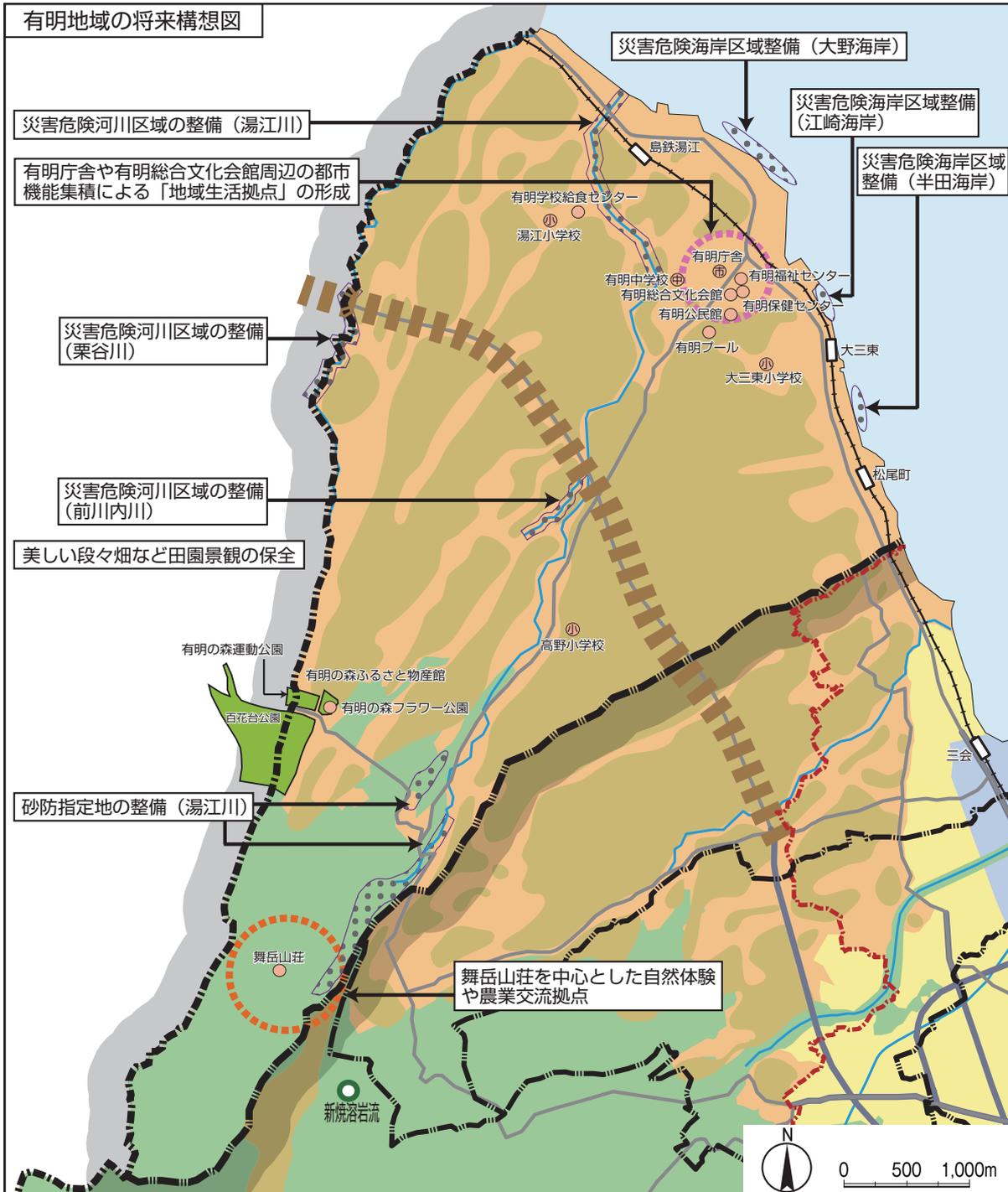
- 民間住宅の耐震改修を促進します。また公営住宅については、居住環境の改善や長寿命化等、良好な住環境の整備を推進します。

5. 景観形成の整備方針

- 美しい段々畑の風景等、田園景観の保全に努めます。
- 砂防指定地内の花木植栽を推進します。

6. 防災都市づくりの整備方針

- 湯江川流域の砂防指定地における防災事業を推進します。
- 前川内川、栗谷川流域の災害危険河川区域における防災事業を推進します。
- 半田海岸、江崎海岸、大野海岸、松尾海岸の災害危険海岸区域における海岸保全事業を推進します。



凡例

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|-------------|------------|----------------------|----------------------|--------------|------------|-------------|-------------|------------|---------------|--------------------|---------------|----------------|----------------|------------------|---------------|---------------|--------------|
| ■■■■ 行政区境界 | ■ ■ ■ ■ 地域界 | —+—+— 島原鉄道 | — — — — 都市計画道路 (整備済) | — — — — 都市計画道路 (未整備) | ■■■■ 地域高規格道路 | — — — 主な道路 | ■ ■ ■ ■ 住宅地 | ■ ■ ■ ■ 工業地 | ■ ■ ■ ■ 農地 | ■ ■ ■ ■ 農業集落地 | ■ ■ ■ ■ 自然緑地・砂防指定地 | ■ ■ ■ ■ 公園・緑地 | ● ● ● ● 地域生活拠点 | ● ● ● ● 農業交流拠点 | ● ● ● ● 災害発生危険区域 | ● ● ● ● ジオサイト | ● ● ● ● 公共施設等 | — — — — 主な河川 |
|------------|-------------|------------|----------------------|----------------------|--------------|------------|-------------|-------------|------------|---------------|--------------------|---------------|----------------|----------------|------------------|---------------|---------------|--------------|

2-2 三会地域

(1) 地域の概況

1. 人口・世帯

- 人口は、平成18年の5,200人から平成27年の4,759人へ減少傾向にあります。
- 世帯数は、平成18年の1,564世帯から平成27年の1,636世帯へ増加傾向にあります。



2. 土地利用

- 地域の大部分が農業振興ゾーンであり、田畑による土地利用がほぼ半分を占めています。
- 三会駅周辺に住居系の建物が多く形成されています。
- 島原新港三会工業団地は、食品加工関連施設や青果市場関連施設が立地しています。

3. 交通体系

- 道路は、地域高規格道路「島原道路」、国道251号、一般県道野田島原線、広域農道（雲仙グリーンロード）、主要地方道愛野島原線、一般県道礪石原松尾町停車場線が整備されています。
- 公共交通は、島原鉄道と路線バスがあります。

4. 公園・緑地・湧水等の自然環境

- 金洗川、中野川沿い及び三会原の圃場整備区域は、優良農地を形成しています。

5. 住環境

- 島原市役所三会出張所、三会公民館があります。
- 三会小学校、三会小学校長貫分校、三会中学校、保育園があります。

6. 景観形成

- 河川沿いに棚田が点在し、それらの石積みにより、美しい景観を形成しています。
- 市の有形文化財である支石墓掌石が残る景華園遺跡があります。

7. 防災

- 西川の下流域が、災害危険河川区域に位置づけられています。
- 三会海岸が、災害危険海岸区域に位置づけられています。

(2) 地域づくりの基本方向

田園風景を守り農業とともに発展するまちづくり

三会地域では、今後も本市の農業拠点として、農業を中心とした地域づくりを進めます。

(3) 地域づくりの方針

1. 土地利用の方針

- 「農業振興ゾーン」として、県下有数の農業地帯の更なる振興を進めます。
- 優良農地や田園風景を保全し、農村集落における住環境の維持・向上に努めます。
- 工業拠点である島原新港三会工業団地を中心に、周辺地域の工業・流通業等への利用促進を図るため、環境整備を行います。
- 現在の土地利用状況を踏まえ、用途地域の見直しを検討します。

2. 交通体系の整備方針

- 長崎・諫早方面へ繋がる地域高規格道路「島原道路」は、観光や物流、救急医療支援体制の面からも必要であり、沿道の環境との調和、優良農地等に配慮しながら、整備を進めます。
- 国道251号の歩道整備事業を推進します。

3. 公園・緑地・湧水等の整備方針

- 公園の利用状況や利用する人々のニーズを踏まえ、公園施設の適正な維持管理や公園美化運動等の支援に努めます。
- 漂着流木対策等、有明海における干潟の保全に努めます。

4. 住環境の整備方針

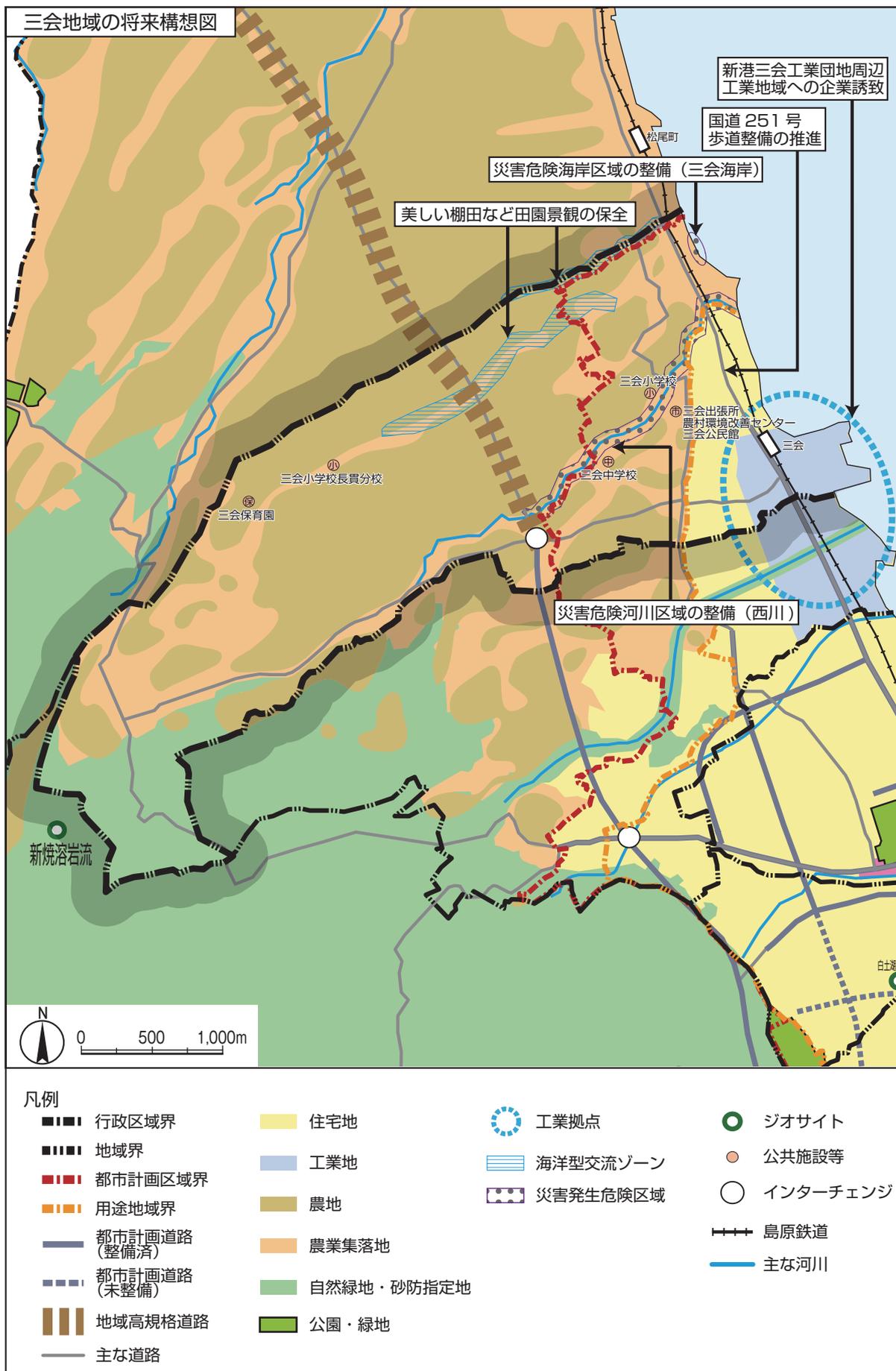
- 民間住宅の耐震改修を促進します。また公営住宅については、居住環境の改善や長寿命化等、良好な住環境の整備を推進します。

5. 景観形成の整備方針

- 金洗川や中野川沿い等に見られる棚田の美しい景観を保全します。

6. 防災都市づくりの整備方針

- 西川の災害危険河川区域、三会海岸の災害危険海岸区域の整備を推進します。

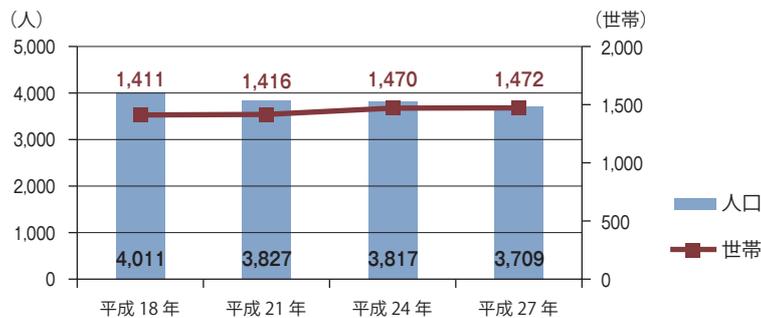


2-3 杉谷地域

(1) 地域の概況

1. 人口・世帯

- 人口は、平成18年の4,011人から平成27年の3,709人へ減少傾向にあります。
- 世帯数は、平成18年の1,411世帯から平成27年の1,472世帯へ微増しています。



2. 土地利用

- 地域の大部分が、農業振興ゾーンであり、主に田畑による土地利用となっています。
- 国道251号沿線に、商業施設が立地しています。
- 住宅地は、市道制札江里線沿いに形成されています。

3. 交通体系

- 道路は、地域高規格道路「島原道路」、国道251号、一般県道野田島原線、広域農道（雲仙グリーンロード）、主要地方道愛野島原線が整備されています。
- 公共交通は、島原鉄道と路線バスがあります。

4. 公園・緑地・湧水等の自然環境

- 江里神社や宇土出口の湧水地付近に、ゲンジボタルが生息しています。
- 中尾川砂防指定地には、ゲートボール場や多目的広場が整備されています。
- 上折橋町の砂防指定地には、芝桜やコスモスが植栽された芝桜公園が整備されています。

5. 住環境

- 第四小学校と長崎県立島原農業高等学校、保育園があります。
- 杉谷公民館があります。

6. 景観形成

- 中尾川沿いは、棚田の美しい景観を形成しています。
- 旧島原藩薬園跡周辺は、瓢箪畑風致地区に指定されており、島原城と有明海の雄大な風景を望むことができます。

7. 防災

- 焼山から中尾川全流域が、砂防指定地に指定されています。
- 中尾川の河口が、災害危険海岸区域に位置づけられています。

(2) 地域づくりの基本方向

豊かな自然に恵まれた快適なまちづくり

杉谷地域では、中尾川砂防指定地の緑化整備に努め、棚田の美しい景観や島原城と有明海の雄大な風景を望む快適なまちづくりを進めます。

(3) 地域づくりの方針

1. 土地利用の方針

- 「農業振興ゾーン」として、県下有数の農業地帯の更なる振興を進めます。
- 優良農地や田園風景を保全し、農村集落における住環境の維持・向上に努めます。
- 工業拠点である島原新港三会工業団地を中心に、周辺地域の工業・流通業等への利用促進を図るため、環境整備を行います。
- 現在の土地利用状況を踏まえ、用途地域の見直しを検討します。
- 瓢箪畑風致地区の保全に努めながら、地域の実情に応じた風致地区の見直しを検討します。

2. 交通体系の整備方針

- 地域高規格道路「島原道路」 島原インターチェンジ周辺の更なる利便性向上に努めます。

3. 公園・緑地・湧水等の整備方針

- 中尾川砂防指定地の利活用を推進します。
- 湧水やゲンジボタル生息箇所の保全に努めます。

4. 住環境の整備方針

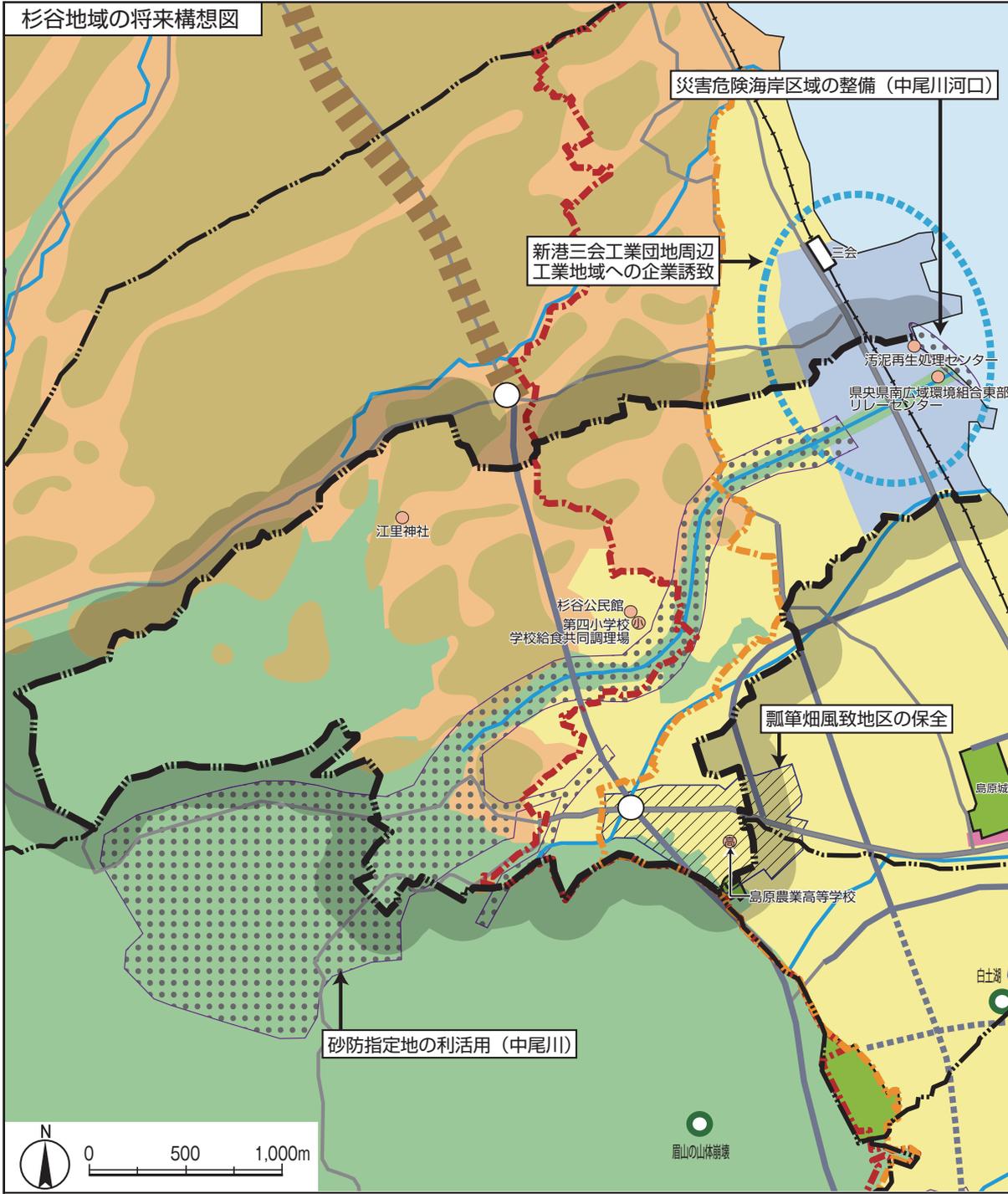
- 適正な土地利用を推進し、快適な住環境の形成に努めます。
- 民間住宅の耐震改修を促進します。

5. 景観形成の整備方針

- 棚田等の美しい田園景観を保全します。

6. 防災都市づくりの整備方針

- 関係機関と緊密に連携しながら、眉山の治山事業を円滑に推進します。



凡例			
	地域界		住宅地
	都市計画区域界		商業・業務地
	用途地域界		工業地
	都市計画道路 (整備済)		農地
	都市計画道路 (未整備)		農業集落地
	地域高規格道路		自然緑地・砂防指定地
	主な道路		公園・緑地
	工業拠点		風致地区
	災害発生危険区域		ジオサイト
	インターチェンジ		公共施設等
	島原鉄道		インターチェンジ
	主な河川		

2-4 森岳地域

(1) 地域の概況

1. 人口・世帯

- 人口は、平成18年の8,173人から増減を繰り返しながら、平成27年の8,280人へ増加傾向にあります。
- 世帯数は、平成18年の3,380世帯から平成27年の3,705世帯へ増加傾向にあり、核家族化が進行しています。



2. 土地利用

- 地域の大部分が、住宅地となっており、その中に公共公益施設、商業施設が点在しています。
- 国道251号、都市計画道路本光寺北門線沿線に商業施設が立地しています。

3. 交通体系

- 南北方向の道路は、海岸沿いに国道251号があり、地域の中心部を縦断するように一般県道野田島原線と都市計画道路新山本町線が整備されています。また、東西方向の道路は、雲仙市方面を結ぶ主要地方道愛野島原線が整備されています。
- 公共交通は、島原鉄道と路線バスがあります。

4. 公園・緑地・湧水等の自然環境

- 島原城風致地区が、緑の拠点となっています。
- 湧水を引き込んだ武家屋敷地区の通りや常盤御茶屋跡に代表される湧水箇所が点在しています。

5. 住環境

- 第一小学校、第一中学校、長崎県立島原高等学校、長崎県立島原商業高等学校、長崎県立島原工業高等学校、長崎県立島原特別支援学校、幼稚園、保育園があります。
- 島原文化会館、島原図書館、森岳公民館があります。
- 島原市役所、島原警察署、島原消防署、長崎地方法務局島原支局、長崎地方裁判所島原支部や長崎県島原振興局等の官公庁が、島原城周辺に立地しています。

6. 景観形成

- 島原城や武家屋敷地区周辺、有形登録文化財が集積する上の町は、歴史と湧水を活かした街なみが、魅力的な景観を形成しています。
- 瓢箪畑風致地区、森岳城風致地区を指定し、緑の都市環境を保全しています。

- 猛島海岸、長浜海岸周辺を島原海岸風致地区に指定し、美しい海岸景観を保全しています。

7. 防災

- 旧鉄砲町周辺は幅員が狭い道路が多く、火災時の消火活動や緊急避難に支障があります。

(2) 地域づくりの基本方向

歴史資産を活かした観光拠点としてのまちづくり

森岳地域では、島原市の教育・文化、産業・経済の「中心拠点」として、都市機能の強化を図ります。また、島原市のシンボルである島原城や武家屋敷といった歴史資産を活かした景観整備を進め、「観光拠点」としてのまちづくりを進めます。

(3) 地域づくりの方針

1. 土地利用の方針

- 島原城周辺に「中心拠点」としての都市機能を誘導します。
- 現在の土地利用状況を踏まえ、用途地域の見直しを検討します。特に、都市計画道路本光寺北門線、新山本町線沿いの用途地域については、幹線道路等の整備状況を踏まえた見直しを検討します。
- 瓢箪畑風致地区、森岳城風致地区、島原海岸風致地区の保全に努めながら、地域の実情に応じた風致地区の見直しを検討します。

2. 交通体系の整備方針

- 島原駅は、交流拠点として地域のランドマーク的機能を有し、各施設にスムーズにアクセスできるように、公共交通機関の結節点としての強化に努めます。

3. 公園・緑地・湧水等の整備方針

- 緑の拠点であり、歴史資産である島原城周辺の整備・保全に努めます。
- 地域資源である湧水を活かし、水を見せ・水に触れ合い・水と遊ぶ環境づくりを行います。また武家屋敷地区や鯉の泳ぐまちの湧水群と島原城等の観光施設を結ぶ歩行者用案内板を整備し、回遊性の向上を図ります。
- 火山の恵みである貴重な湧水の保全に努めます。
- 漂着流木対策等、地元ボランティア団体とともに干潟の保全に努めます。

4. 住環境の整備方針

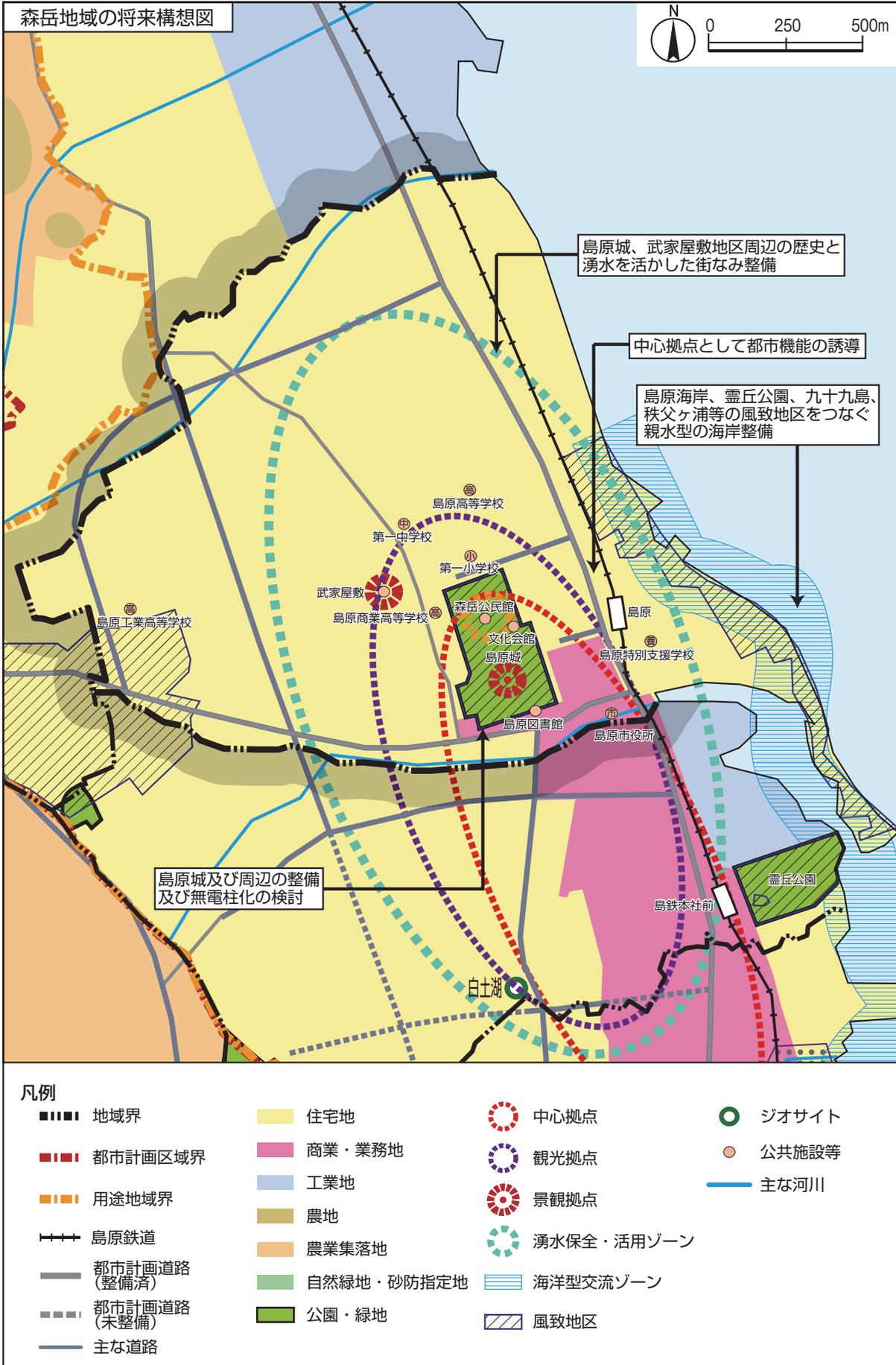
- 島原文化会館を安全かつ快適に利用できるように、施設の長寿命化や駐車場等の施設維持に努めます。
- 民間住宅の耐震改修を促進します。また公営住宅については、居住環境の改善や長寿命化等、良好な住環境の整備を推進します。

5. 景観形成の整備方針

- 島原城、武家屋敷地区周辺を地域住民と協働して、城下町としての街なみ景観形成に努めます。また、伝統的建造物群保存地区の指定や島原城周辺の景観計画の策定に取り組みます。
- 築城400周年を迎える島原城の文化財指定に係る再整備計画の策定や人々が集う市庁舎と一体となった大手広場周辺の利活用、島原城周辺の無電柱化、歩道の整備等、総合的な検討を行います。

6. 防災都市づくりの整備方針

- 旧鉄砲町周辺の幅員の狭い道路については、防災対策として緊急車両の停車や離合ができるように、一部拡幅改良等を検討します。



2-5 霊丘地域

(1) 地域の概況

1. 人口・世帯

- 人口は、平成18年の6,434人から平成27年の5,943人へ減少傾向にあります。
- 世帯数は、平成18年の2,744世帯から平成27年の2,776世帯とほぼ横ばいですが、世帯数に対する人口が減少していることから核家族化が進行しています。



2. 土地利用

- 萩原、萩が丘、上の原地区は、住宅地を形成しています。
- 工業地域である高島、弁天町の海岸線沿いに、食品加工関連施設等が立地しています。
- 商業地域に指定している国道251号沿線や商店街では、商業施設と住宅地が混在しています。

3. 交通体系

- 国道251号、都市計画道路元池大手広場線が整備されています。
- 都市計画道路整備進捗率は、約70%となっています。
- 公共交通は、島原鉄道と路線バスがあります。

4. 公園・緑地・湧水等の自然環境

- 公園・緑地は、霊丘公園、島原総合運動公園（市営球場、市営陸上競技場）、中央公園等があります。
- 市内で最も多くの湧水箇所が点在しており、特に、鯉の泳ぐまちや白土湖、水頭、水屋敷が有名です。
- ジオサイトである白土湖においては、水質の富栄養化のため、大量の藻が発生しており、その処理が課題です。

5. 住環境

- 第二小学校、島原市医師会看護学校、幼稚園、保育園があります。
- 二次医療施設として、医療法人済家会柴田長庚堂病院があります。
- 霊丘公民館、霊丘公園体育館・弓道場、島原温泉「ゆとろぎの湯」があります。

6. 景観形成

- 国指定文化財の旧島原藩薬園跡及び周辺地域を瓢箪畑風致地区に指定しています。また、薬園跡から安中地域までの通称「殿様道路」と呼ばれる歴史のみちは、景観資産としても重要です。

- 湧水が観られる景観資産として、湧水庭園「四明荘」やしまばら湧水館、白土湖、水屋敷等があります。
- 霊丘公園を霊丘公園風致地区に指定し、緑豊かな環境を保全しています。

7. 防災

- 海岸線一帯が災害危険海岸区域に位置づけられています。

(2) 地域づくりの基本方向

中心市街地としての都市機能集約と緑豊かなまちづくり

霊丘地域では、中心市街地の商業・業務等の都市機能を集約し、旧島原藩薬園跡、霊丘公園、島原総合運動公園を緑の拠点とした緑豊かなまちづくりを進めます。

(3) 地域づくりの方針

1. 土地利用の方針

- 商業と医療、福祉の「中心拠点」として都市機能が集約した利便性の高い土地利用を図ります。
- 現在の土地利用状況を踏まえ、用途地域の見直しを検討します。特に、都市計画道路新山本町線、霊南山ノ神線沿いの用途地域については、幹線道路等の整備状況を踏まえた見直しを検討します。
- 瓢箪畑風致地区、霊丘公園風致地区の保全に努めながら、地域の実情に応じた風致地区の見直しを検討します。

2. 交通体系の整備方針

- 都市計画道路 霊南山ノ神線、新山本町線の整備を推進します。
- 多くの観光客が訪れる鯉の泳ぐまち周辺道路の歩行者安全対策を図ります。

3. 公園・緑地・湧水等の整備方針

- 鯉の泳ぐまち周辺の「ゆとろぎの湯」、足湯、飲泉所等の温泉施設や湧水庭園「四明荘」、しまばら湧水館、観光交流センター「清流亭」等の湧水施設を活かしたまちづくりを推進します。
- 地域資源である湧水を活かし、水を見せ・水に触れ合い・水と遊ぶ環境づくりを行います。また武家屋敷地区や鯉の泳ぐまちの湧水群と島原城等の観光施設を結ぶ歩行者用案内板を整備し、回遊性の向上を図ります。
- 火山の恵みである貴重な湧水の保全に努めます。
- 旧島原藩薬園跡、霊丘公園、島原総合運動公園を緑の拠点とします。
- 市民の健康増進・憩いの場所である島原総合運動公園の適正な維持管理に努めます。
- 白土湖に発生している藻の処分について対策を検討します。

- 魚類や頭足類の産卵場所、または幼稚魚、小型動物の生息場所となるアマモ場の造成に努めます。

4. 住環境の整備方針

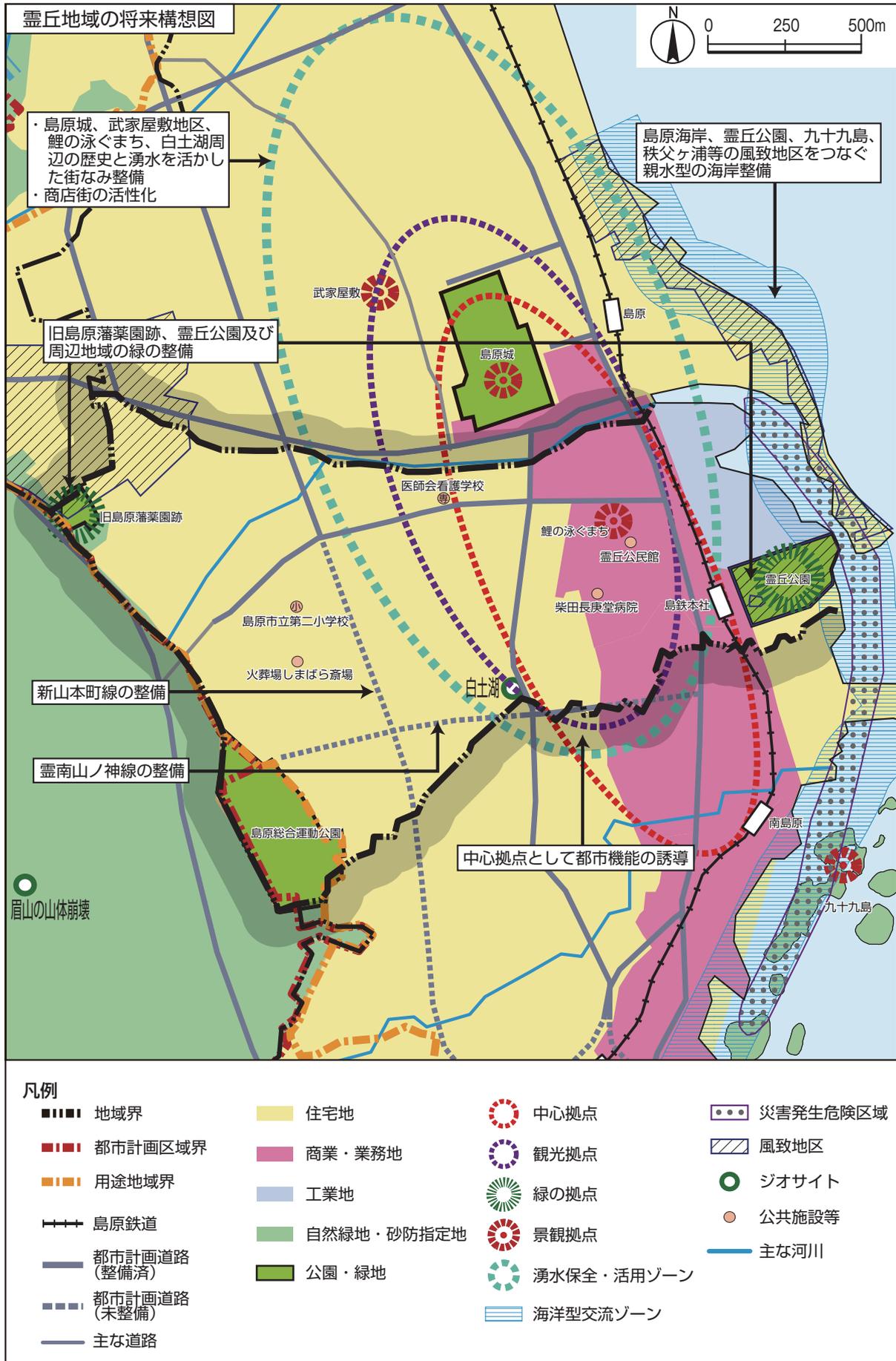
- 霊丘公園体育館・弓道場等のスポーツ施設の充実を図るとともに、スポーツの振興やイベントを実施し、地域の活性化を図ります。
- 民間住宅の耐震改修を促進します。また公営住宅については、居住環境の改善や長寿命化等、良好な住環境の整備を推進します。

5. 景観形成の整備方針

- 鯉の泳ぐまち周辺を地域住民と協働して、城下町をイメージした風情ある街なみ景観形成に努めます。

6. 防災都市づくりの整備方針

- 住宅地の幅員の狭い道路については、防災対策として緊急車両の停車や離合ができるように、一部拡幅改良等を検討します。
- 災害時に避難道路の役割を担う都市計画道路新山本町線の整備を推進します。
- 豪雨時の土砂流出等を防止するため、関係機関と緊密に連携しながら眉山の治山事業を推進し、水源の涵養や良好な自然景観を創出する森林形成に努めます。



2-6 白山地域

(1) 地域の概況

1. 人口・世帯

- 人口は、平成18年の7,885人から平成27年の6,908人へ減少傾向にあります。
- 世帯数は、平成18年の3,381世帯から平成27年の3,301世帯とほぼ横ばいですが、世帯数に対する人口が減少していることから核家族化が進行しています。



2. 土地利用

- 緑町、新山地区は、住宅地を形成しています。
- 商業地域に指定している広馬場や外港地区の国道251号沿線では、商業施設と住宅地が混在しています。
- 南島原駅付近は、商業地域に指定していますが、現況の土地利用は住宅地となっており、土地利用の乖離が見られます。

3. 交通体系

- 国道251号、都市計画道路元池大手広場線が整備されています。
- 都市計画道路整備進捗率は、約67%となっています。
- 公共交通は、島原鉄道と路線バス、フェリーがあります。
- 島原鉄道の終点である島原外港駅と、フェリー、高速船が発着する島原外港ターミナルが連絡しています。

4. 公園・緑地・湧水等の自然環境

- ひょうたん池公園付近には、ゲンジボタルが生息しています。
- 湊新地町地先の有明海に浮かぶ九十九島を風致地区に指定しています。

5. 住環境

- 第三小学校、第二中学校、幼稚園、保育園があります。
- 二次医療施設として長崎県島原病院があります。
- 保健センター、福祉センター、養護老人ホームありあけ荘、児童館、白山公民館、れいなん会館があります。

6. 景観形成

- 緑豊かなひょうたん池公園には、ゲンジボタルが生息しており、良好な自然景観を形成しています。
- 島原外港を発着するフェリーや湊新地町の内港から九十九島を眺望することができます。

7. 防災

- 白水川、新湊川の下流が災害危険河川区域に指定されています。
- 有明海沿岸が災害危険海岸区域に指定されています。

(2) 地域づくりの基本方向

有明海の玄関口としての拠点整備と魅力あるまちづくり

白山地域では、有明海の玄関口として島原外港周辺における交通利便性の強化を進め、医療・福祉・商業等の都市機能の集積及び九十九島の景観保全を図ります。

(3) 地域づくりの方針

1. 土地利用の方針

- 商業・業務地については、医療・福祉・商業施設等の都市機能が集約した利便性の高い土地利用の誘導を図ります。
- ひょうたん池公園周辺は、都市計画道路親和町湊広場線が整備されると利便性が向上し、市街地開発等が予測されるため、周辺の景観や自然環境に配慮した土地利用の誘導を図ります。
- 現在の土地利用状況を踏まえ、用途地域の見直しを検討します。
- 九十九島風致地区における美しい海岸景観の保全に努めながら、地域の実情に応じた風致地区の見直しを検討します。

2. 交通体系の整備方針

- 島原外港周辺は、海上交通拠点として熊本・福岡方面との連携強化や交通の利便性向上に努めます。
- 島原外港インターチェンジと二次医療施設である長崎県島原病院や中心市街地方面を結ぶ、都市計画道路親和町湊広場線及び安徳新山線を整備します。

3. 公園・緑地・湧水等の整備方針

- 貴重な生態系が見られるひょうたん池公園周辺の保全に努めます。
- 松くい虫の防除を行い、風光明媚な九十九島の松林を保全します。
- 九十九島周辺の藻場造成に努めます。

4. 住環境の整備方針

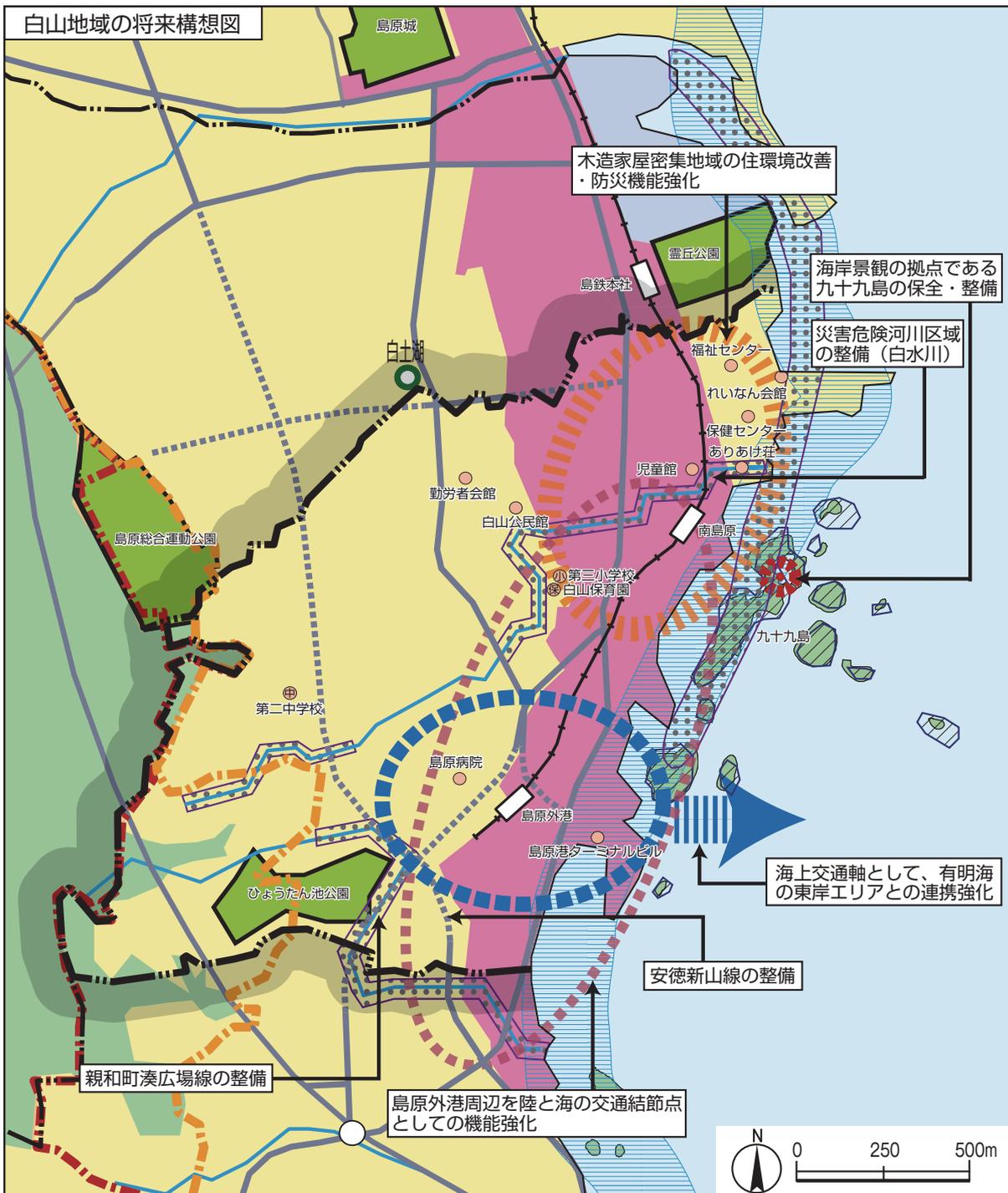
- 島原鉄道廃線区間の利活用について検討します。
- 住宅密集地区については、地区内生活道路の幅員拡幅を行い、住環境の改善を促進します。
- 民間住宅の耐震改修を促進します。また公営住宅については、居住環境の改善や長寿命化等、良好な住環境の整備を推進します。

5. 景観形成の整備方針

- 観光案内標識の設置により観光施設のネットワークを強化し、観光客にとってわかりやすい歩行空間を整備します。
- 海岸景観の拠点である九十九島周辺の海岸保全に努めます。

6. 防災都市づくりの整備方針

- 白水川の河川改修と併せ、下流域や河口付近の雨水排水対策を重点的に推進します。特に、船津地区の高潮対策として海岸護岸の高上げや締切堤防、排水ポンプの設置を行うとともに、船溜まりの埋め立てを行います。
- 豪雨時の土砂流出等を防止するため、関係機関と緊密に連携しながら眉山の治山事業を推進し、水源の涵養や良好な自然景観を創出する森林形成に努めます。



凡例

- | | | | |
|--|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ■■■■ 地域界 ■■■■ 都市計画区域界 ■■■■ 用途地域界 ++++ 島原鉄道 —— 都市計画道路 (整備済) —— 都市計画道路 (未整備) —— 主な道路 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 住宅地 ■ 商業・業務地 ■ 工業地 ■ 自然緑地・砂防指定地 ■ 公園・緑地 | <ul style="list-style-type: none"> ● 商業・業務の拠点 ● 住環境の改善 ● 景観拠点 ● 海上交通拠点 ■ 海洋型交流ゾーン ■ 災害発生危険区域 ■ 風致地区 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 海上交通軸 ● ジオサイト ● 公共施設等 ○ インターチェンジ — 主な河川 |
|--|---|--|---|

2-7 安中地域

(1) 地域の概況

1. 人口・世帯

- 人口は、平成18年の7,076人から平成27年の6,359人へ減少傾向にあります。
- 世帯数は、平成18年の2,568世帯から平成27年の2,589世帯へ微増傾向にあります。



2. 土地利用

- 水無川導流堤により、地域が南北に分断されています。
- 田・畑・森林等の自然的土地利用が、約4割を占めています。
- 北東部の秩父が浦町や南崩山町、国道251号沿線に住宅地が形成されています。
- 雲仙・普賢岳噴火災害の復興事業として、髙上事業や土地区画整理事業、農地関連区画整備事業が行われ、計画的な宅地や農地が整備されています。

3. 交通体系

- 国道251号、安中土地区画整理事業地内の道路が整備されています。
- 都市計画道路整備進捗率は、約95%となっています。
- 公共交通は、路線バスがあります。

4. 公園・緑地・湧水等の自然環境

- 仁田町の花木公園には、多くの昆虫類、鳥類、植物が生息しています。また、絶滅のおそれのある野生植物として長崎県レッドデータブックに選定された、シマバライチゴが確認されています。
- 雲仙・普賢岳噴火災害以前から地域住民に親しまれてきた「われん川」が、当時の面影を残した姿で水無川導流堤砂防指定地内に復元されています。

5. 住環境

- 第五小学校、第三中学校、島原中央高等学校、長崎県立島原特別支援学校高等部、幼稚園、保育園があります。
- 雲仙岳災害記念館や島原復興アリーナ（平成町多目的広場・人工芝グラウンド）、安中公民館があります。
- 安中三角地帯には、髙上事業と土地区画整理事業により新たに生み出された計画的な住宅地が形成されています。

6. 景観形成

- 自然景観や田園景観が美しく、仁田団地第一公園、1号砂防ダム公園から、その景観を望むことができます。

- 海岸線の大部分を秩父ヶ浦風致地区に指定しています。

7. 防災

- 新湊川、鮎川の下流域が、災害危険河川区域に位置づけられています。
- 水無川導流堤一帯が、砂防指定地に指定されています。
- 秩父ヶ浦の一部が、災害危険海岸区域に指定されています。

(2) 地域づくりの基本方向

復興の歩みを伝え、火山と共生する災害に強いまちづくり

安中地域は、雲仙・普賢岳噴火災害で甚大な被害を受けた地域です。「島原地域再生行動計画（がまだす計画）」をはじめとする復興事業において、自然災害に強いまちづくりが進められてきました。今後もこれまでの復興の歩みを伝えるとともに、溶岩ドーム崩壊対策等の防災事業を進めながら、安全・安心のまちづくりを進めます。

(3) 地域づくりの方針

1. 土地利用の方針

- 「農業振興ゾーン」として、県下有数の農業地帯の更なる振興を進めます。
- 災害復興事業として、高上事業によって整備された安中三角地帯の農地と住宅地の調和のとれた土地利用を推進します。
- 秩父ヶ浦風致地区に指定されている海岸線の保全に努めながら、地域の実情に応じた風致地区の見直しを検討します。

2. 交通体系の整備方針

- 通勤・通学の利便性を考えた路線バスのダイヤ編成等、島原鉄道が廃止された島原外港駅以南の地域における地域の実情に即した公共交通事業の推進を図ります。

3. 公園・緑地・湧水等の整備方針

- 島原半島ジオパークを広く国内外にPRし、雲仙岳災害記念館や本市固有の火山資源であるジオサイトを自然学習の場として整備・活用します。
- 水無川導流堤の砂防指定地に、スポーツ施設（ジョギング、ウォーキングコース）の整備や公園・緑地としての利活用を推進します。
- 漂着流木対策等、有明海における干潟の保全に努めます。

4. 住環境の整備方針

- 島原鉄道廃線区間の利活用について検討します。
- 島原復興アリーナ周辺には、天然芝や人工芝のグラウンド等のスポーツ施設が充実しており、各種大会やイベントを誘致し、地域の活性化を図ります。



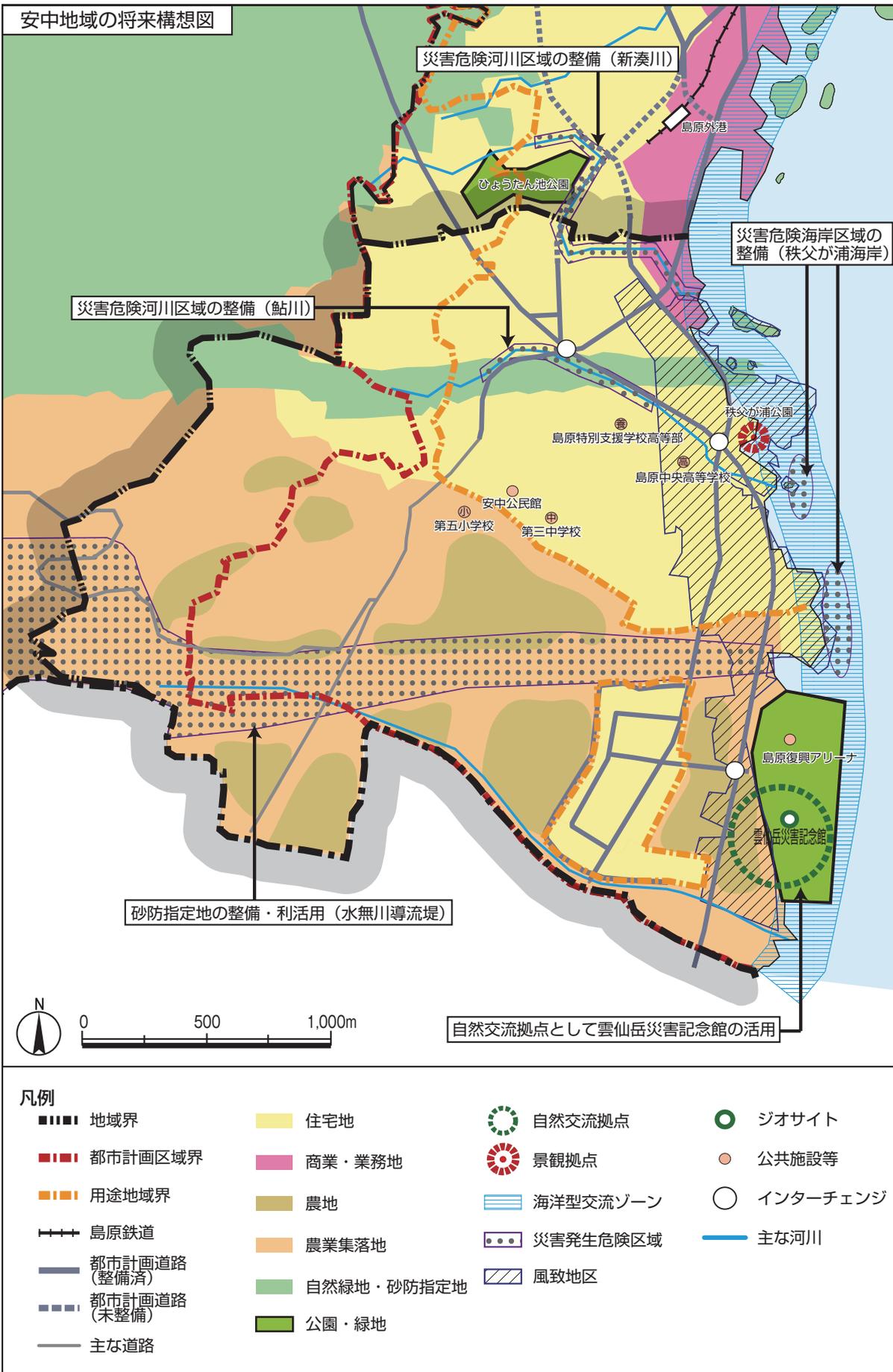
- 民間住宅の耐震改修を促進します。また公営住宅については、居住環境の改善や長寿命化等、良好な住環境の整備を推進します。

5. 景観形成の整備方針

- 秩父ヶ浦風致地区の良好な海岸景観の保全に努めます。

6. 防災都市づくりの整備方針

- 新湊川、鮎川の災害危険河川区域、水無川導流堤の砂防指定地の整備を推進します。
- 関係機関と緊密に連携しながら、雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊対策を推進します。





第6章 マスタープランの実現に向けて

1 都市づくりの基本的な進め方

都市計画マスタープランは、都市づくりの理念や目標を定め、これからの島原市の都市づくりの基本的な考え方を示すものです。都市づくりの実現に向け、都市計画マスタープランのそれぞれの方針について、具体的に取り組んでいく必要があります。市民と行政が協働し、よりよい都市づくりに向けて取り組みます。

(1) 諸制度の積極的な活用

都市計画マスタープランを実現するために、社会情勢の変化や市民ニーズを踏まえ、マスタープランに示す方針に沿って、用途地域等の土地利用規制や都市施設である道路、公園・緑地、下水道等の整備について、都市計画制度の積極的な活用を図ります。

また、都市づくりの進捗状況等を適宜確認し、地域の特性を活かした、きめ細かい都市づくりを進めます。

(2) 市民協働・参画による都市づくり

都市づくりは、地域に住み、働き、生活している市民と行政が手を取り合って進める必要があります。市民、市民団体、事業者、行政が協働し、都市の将来像や地域づくりの方針への共通認識のもとに、責任と役割を担いながら進めます。

また、更に実効性の高いものにするため、市民、事業者等の積極的な参画が必要です。

市民への情報提供や市民ニーズの把握等、都市づくりの初期段階から市民が参画できるように、地域単位での「まちづくり」環境の整備や市民等への都市づくり活動の支援を行います。

(3) 関係機関との連携

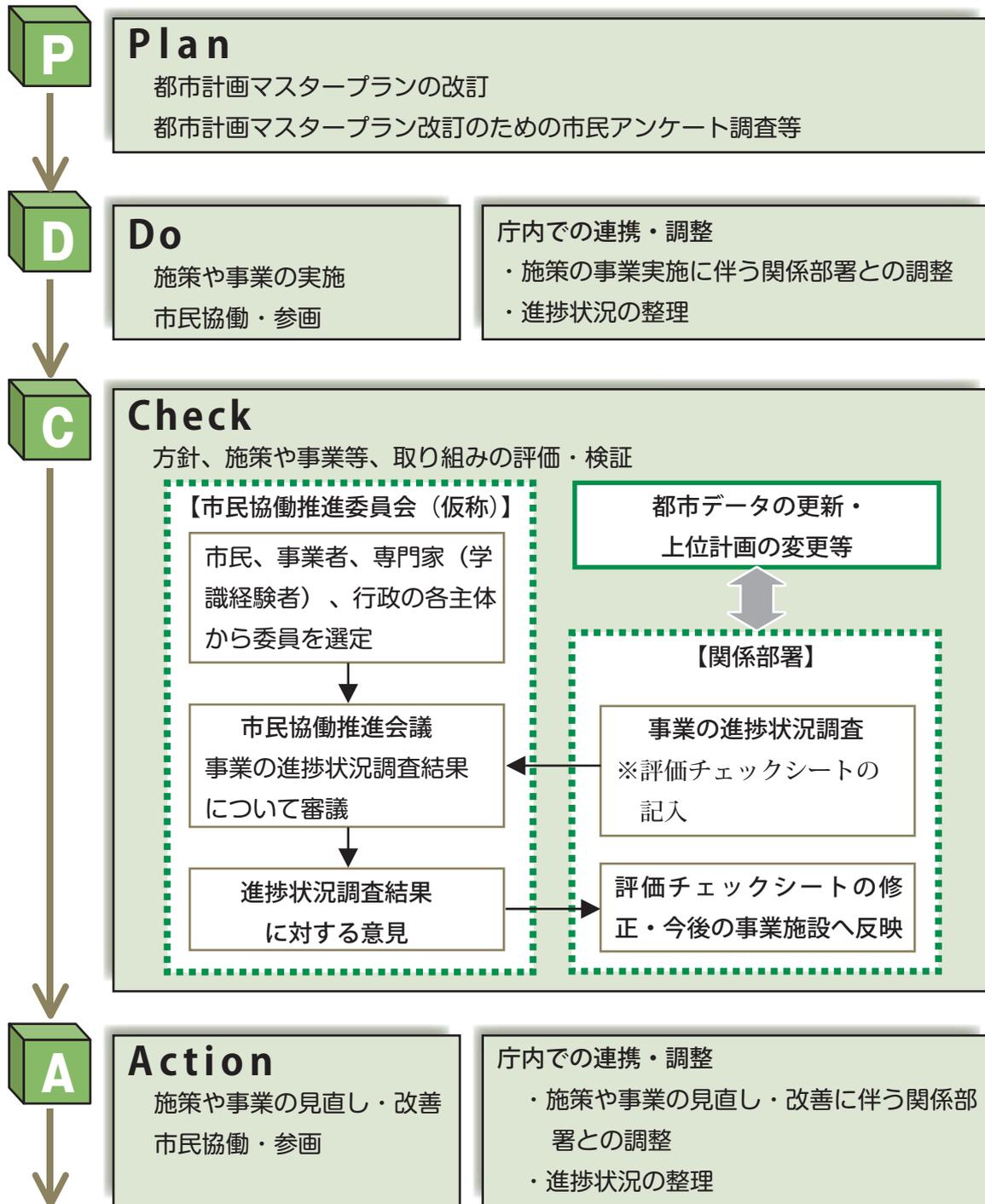
計画的、効率的に都市づくりを進めるため、国や県をはじめとした関係機関との連携・協力を図るとともに、必要に応じ、個別事業における積極的な働きかけを市民や事業者等とも連携しながら行います。

2 都市づくり進展の点検と見直し

都市計画マスタープランの実現に向けた点検と見直しについては、市民、事業者、専門家（学識経験者）、行政等で構成する推進体制（推進委員会）により、P（計画）→D（実行）→C（確認・評価）→A（改善）サイクルを用いた点検と見直しを行います。更に、上位計画の見直しや社会情勢の変化を踏まえ、適切に都市計画マスタープランの見直しを行います。

点検方法のフロー図を以下に示します。

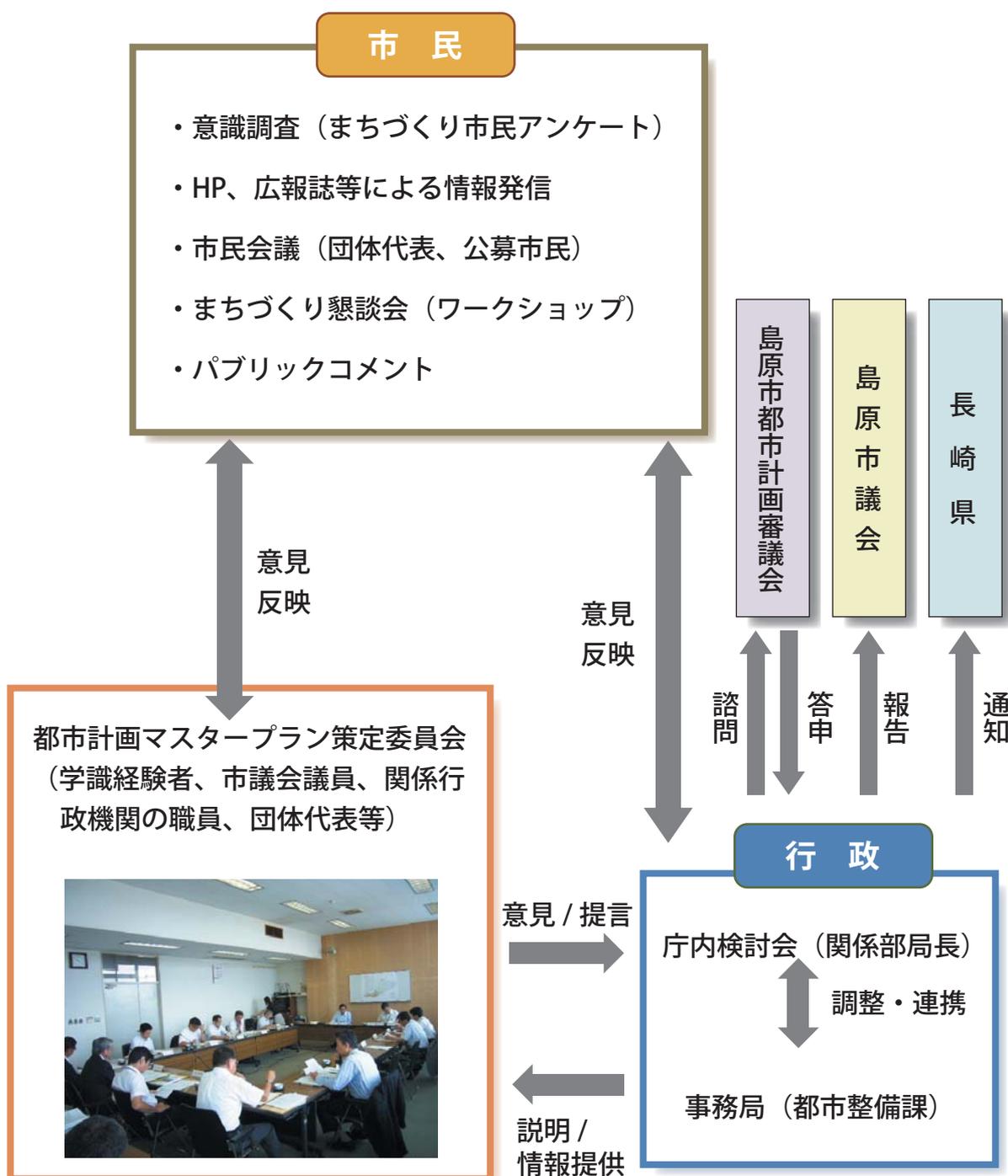
■都市計画マスタープランの評価・見直しの流れ



資料編

1 策定体制

島原都市計画マスタープラン策定体制



2 島原都市計画マスタープラン策定までの主な経緯

平成20年1月上旬 ～2月29日	市民意識調査（まちづくり市民アンケート）
平成20年3月24日	第1回庁内検討会 見直しの進め方、現況調査と住民意向の把握、都市づくりの課題
平成20年7月17日	第1回市民会議 見直しの進め方、現況調査と住民意向の把握、都市づくりの課題
平成20年7月25日	第1回策定委員会 見直しの進め方、現況調査と住民意向の把握、都市づくりの課題
平成21年10月28日	第2回庁内検討会 スケジュール、都市づくりの課題、全体構想
平成22年7月1日	第3回庁内検討会 都市づくりの課題、全体構想
平成22年7月22日	第4回庁内検討会 都市づくりの課題、全体構想
平成23年1月20日	第5回庁内検討会 全体構想
平成23年2月21日	第2回市民会議 全体構想
平成23年2月25日	第2回策定委員会 全体構想
平成23年9月26日 ～10月6日	まちづくり懇談会 市内7地区
平成24年6月29日	第6回庁内検討会 地域別構想
平成24年8月17日	第7回庁内検討会 地域別構想
平成24年8月31日	第8回庁内検討会 地域別構想
平成24年9月7日	第3回市民会議 地域別構想
平成24年12月17日	第3回策定委員会 地域別構想
平成27年7月28日	第9回庁内検討会 全体構想、地域別構想
平成27年8月7日	第4回策定委員会 全体構想、地域別構想
平成27年10月1日 ～10月30日	パブリックコメント 都市計画マスタープラン（案）の意見募集
平成27年11月19日	県への意見照会
平成28年1月14日	都市計画審議会への諮問 答申「原案どおり承認」

3 島原都市計画マスタープラン市民会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、島原市における、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定する「都市計画に関する基本的な方針（以下「島原都市計画マスタープラン」という。）」の策定を円滑に推進するため、島原都市計画マスタープラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、島原都市計画マスタープランの策定に関する事項を検討し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長がこれを委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 市議会議員 3人以内
- (3) 関係行政機関の職員 4人以内
- (4) 関係各種団体の代表者 4人以内
- (5) 市の職員 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から、第2条に規定する所掌事務が完了するまでとする。

2 役職により就任した委員は、当該役職を退いたときは交替するものとする。この場合において、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 策定委員会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 会長は、策定委員会を代表し会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 策定委員会は、会長が議長となる。ただし、議長に事故ある時は、予め議長が指名する者がその職務を代行する。

3 議長は、必要があると認めるときは、検討事項に関する職員等の会議への出席を求めること

ができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、第4条第1項に規定する委員の任期の満了をもって、その効力を失う。

4 島原都市計画マスタープラン市民会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、島原市における、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定する「都市計画に関する基本的な方針（以下「島原都市計画マスタープラン」という。）」の策定にあたり、市民の意見をこれに反映させるため、島原都市計画マスタープラン市民会議（以下「市民会議」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、島原都市計画マスタープランの策定に関する事項を検討する。

(組織)

第3条 市民会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、各種団体の構成員及び市民から、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該都市計画マスタープランの策定が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 市民会議に、会長及び副会長を各1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の中から市長が指名する。

3 会長は、市民会議を代表し会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 市民会議は、会長が議長となる。ただし、議長に事故あるときは、予め議長が指名する者がその職務を代行する。

3 市民会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 議長は、必要があると認めるときは、検討事項に関する職員等の会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第4条に規定する委員の任期の満了をもって、その効力を失う。

5 島原都市計画マスタープラン庁内検討会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、島原市における、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定する「都市計画に関する基本的な方針（以下「島原都市計画マスタープラン」という。）」の策定にあたり、庁内の意見調整を図るため、島原都市計画マスタープラン庁内検討会（以下「庁内検討会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 庁内検討会は、島原市における都市づくりの指針となる島原都市計画マスタープランの策定及び推進に関し検討する。

(組織)

第3条 庁内検討会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 庁内検討会に会長を置き、会長は副市長をもってこれに充てる。

(会議)

第4条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、会長が議長となる。ただし、議長に事故あるときは、予め議長が指名する者がその職務を代行する。

3 議長は、必要があると認めるときは、検討事項に関する職員等の会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 庁内検討会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、庁内検討会の運営等に関して必要な事項は、会長が別にこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年2月12日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、島原都市計画マスタープランを定めた日をもって、その効力を失う。

別表（第3条関係）

島原都市計画マスタープラン庁内検討会委員

副市長、市長公室長、総務部長、市民部長、福祉保健部長、産業部長、建設部長、教育委員会
教育次長、有明支所長、水道課長、農業委員会事務局長

6 委員名簿

■島原都市計画マスタープラン策定委員会委員

◎会長、○副会長（順不同、敬称略）

氏名	所属団体等
◎高橋和雄	長崎大学名誉教授
○鮫島和夫	長崎住まい・まちづくりトラスト代表 (元長崎総合科学大学教授)
林田 勉 (前任 清水宏、永尾邦忠)	島原市議会議員
本田みえ (前任 馬場勝郎、酒井美代子、大場博文)	島原市議会議員
松坂昌應 (前任 本田順也)	島原市議会議員
古賀唯雄 (前任 山口正二、田中育穂)	国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所 副所長
林田裕典 (前任 平井靖人、一楽常治、井手幹雄)	長崎県島原振興局農林水産部長
田中比月 (前任 田口陽一、○本田博徳、草野彰夫)	長崎県島原振興局建設部長
山田恭市 (前任 永田昌寛、宇都宮厚、木下慎一郎)	長崎県島原警察署副署長
渡邊和廣 (前任 ○荒木道夫)	島原商工会議所専務理事
泉 義弘 (前任 加藤寛治)	島原雲仙農業協同組合長理事
廣瀬光徳 (前任 池田敬一郎、松本長男)	島原市農業委員会会長
吉本政信 (前任 北浦守金)	島原漁業協同組合代表理事組合長
柴崎博文 (前任 杉光正弘、谷口英夫、金子浄澄)	島原市副市長

■島原都市計画マスタープラン市民会議

◎会長、○副会長（順不同、敬称略）

氏名	所属団体等
松本 力 (前任 ◎矢川武士)	有明地区自治会連絡協議会会長
宮崎哲雄 (前任 石橋政俊)	三会地区町内会連絡協議会会長
上田 泉	杉谷地区町内会連絡協議会会長
阿部洋次郎 (前任 ◎片山兼秀)	森岳地区町内会連絡協議会会長
田中正之 (前任 安藤幽明)	霊丘地区町内会連絡協議会会長
◎野田隆義	白山地区町内会連絡協議会会長
前田勝義 (前任 坂本國公)	安中地区町内会連絡協議会会長
肘井裕子 (前任 田中明子、森川美恵子)	島原市婦人会連絡協議会会長
塩田竹美 (前任 橋本健士)	島原市老人クラブ連合会会長
古瀬 亨	島原中心市街地街づくり推進協議会会長
馬渡倫幸	島原市青年団団長
○中村靖人	一般公募
芦塚健治	一般公募
佐々木信明	一般公募
荒木 博	一般公募

7 用語解説

あ行

アクセス

目的地までの道路や交通手段

温室効果ガス

太陽光により暖められた地表面から放射される熱を吸収し、再び地表に戻すことにより地球の温度を保つ効果のあるガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等） 近年は、人間の活動の活性化により増加し、太陽によってもたらされた熱を逃がさず、地球の温度を上昇させる原因となる

か行

開発（行為）

建築物の建築等を目的で行う土地の区画形質の変更のこと 開発行為をしようとする者は、あらかじめ許可を受けなければならない

幹線道路

道路網の中で主要な骨格をなし都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地等の相互間の交通を主として受け持つ道路のこと また、周辺地域の開発を促し、災害時の避難路や延焼遮断帯としての機能を併せ持つもの

涵養（林）

その地に降った雨や雪を土壤に浸透させ、保水し、地下水脈や河川に水を供給する機能を持つ森林のこと

協働

住民と行政が相互理解のもと、ともに協力して働いてまちづくりを行うこと

グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動

公共公益施設

住民の生活のために必要なサービス施設の総称で、一般的には教育施設、官公庁施設、医療施設、コミュニティ施設等のこと

公共交通機関

鉄道やバスのほか、タクシー、航空路線、船舶など不特定多数の人々が利用する交通機関

のこと（公共交通機関の運営主体は公共（行政）、民間、第3セクターなど多様である）

公共下水道

市町村が設置し、管理する下水道で、道路の下に系統的に埋設した污水管やこれに付随する公共柵など、家庭や工場から排出される汚水を処理するための施設のこと

国土利用計画

国土利用法第4条に基づいて、国、都道府県、区市町村がそれぞれの区域について定める国土の利用に関する計画のこと。また、総合的かつ計画的な土地利用を確保するために定められた計画で、国土の利用に関する行政上の指針となるもの

国立公園

日本の風景を代表する傑出した自然の景勝地で自然公園法に基づき環境大臣が指定する

コミュニティ

地域生活、共同生活体ともいい、生活の場において多様化する各種の住民要求と創意を実現する集団のこと

さ行

ジオパーク

ユネスコの支援によって2004年に設立された組織「世界ジオパークネットワーク」が認定する自然公園で地球科学的価値を有する「大地の遺産」を保護しつつ、それらを地域の教育や科学振興及び観光事業に活用するもの

市街化区域

都市計画法第7条に基づいて、市街地として積極的に開発・整備する区域で、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと

市街化調整区域

都市計画法第7条に基づいて、公共施設の効率的な整備と無秩序な市街化の防止を図るため、当分の間、市街化を抑制する区域のこと

市街地開発事業

土地区画整理事業や市街地再開発事業など、市街地の計画的な開発または整備を図るため、一定区域について公共施設の整備とともに宅地の利用増進または建築物の整備を一体的かつ総合的に進める事業のこと

市街地再開発事業

都市再開発法第2条に基づいて、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の

更新を図るために、建築物及び建築敷地の整備とあわせて公共施設の整備を行う事業のこと

自然的土地利用

農林業的土地利用に自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川などを加えた都市的土地利用以外の土地利用のこと

準防火地域

都市計画法第9条に基づく地域地区の一種で、市街地における火災の危険性を防ぐために定められ、建築基準法と連動して建築物の防火上の構造制限が行われる地域のこと

親水公園

水を見せ、水に触れ合い、水と遊ぶなど、水と親しむことができる空間のある公園

線引き・非線引き（都市計画区域）

市街化区域と市街化調整区域との区域区分を通称「線引き」といい、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要に応じて定めるもの。区域区分が定められている都市計画区域を線引き都市計画区域といい、定められていない都市計画区域を非線引き都市計画区域という

総合計画

地域づくりの最も上位に位置づけられる行政計画であり、基本構想・基本計画・実施計画の3本柱で構成され、長期展望に立った計画的、効率的な行政運営の指針を示すもの

た行

地域高規格道路

都市圏の幹線道路の円滑化と交流促進等を目的とした主要な道路のこと

地域地区

都市計画法第8条に基づく都市計画の種類の一つであり、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物等についての必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として、一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの

地区計画

都市計画法第12条の4に基づいて、良好な市街地環境の形成や保持を図るため、地区の特性に応じ、道路・公園等の配置・規模や建築物の用途・敷地・形態等について住民等の意向を十分反映した計画を定め、土地利用や建築物の規制・誘導を図る都市計画制度のこと

低炭素社会

二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。自家用車の利用の逡減や渋滞の緩和などによって、二酸化炭素の排出を減らしていくまちづくりのこと

都市基盤施設

道路、鉄道、公園・緑地、上下水道、河川等、市民生活の安全性、利便性、効率性等の向上を図るための都市施設のこと（近年では、情報・通信等も重要な都市基盤として位置づけられている）

都市計画基礎調査

都市計画法第6条に基づいて、概ね5年ごとに、都市計画区域における人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等について行う現況及び将来の見通しに関する基礎調査のこと

都市計画区域

都市計画法第5条に基づいて定める都市計画法その他の関係法令の適用を受け入れるべき土地の範囲のこと

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

都市計画法第6条の2に基づいて、それぞれの都市計画区域ごとに、その都市計画の目標、区域区分の方針、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業の主な都市計画の方針について都道府県が定めるもの

都市計画道路

都市計画法第11条に基づいて、都市計画上、必要な都市施設として位置、名称、道路の種類、車線数等が定められた道路のこと（定められた区域内では、建築の制限等がある）

都市公園・緑地

国が整備した国営公園及び地方自治体が都市計画区域内に設置した都市公園法に定められる公園又は緑地のこと（公園の機能に応じた適正な規模により、以下のような種別がある）

《住区基幹公園》

〔街区公園〕主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とした都市公園で、その誘致距離は250m、敷地面積は0.25haを標準として配置する

〔近隣公園〕主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とした都市公園で、その誘致距離は500m、敷地面積は2haを標準として配置する

〔地区公園〕主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とした都市公園で、その誘致距離は1km、敷地面積は4haを標準として配置する

〔緩衝緑地〕公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等を分離遮断することが必要な状況に応じて配置する

《都市基幹公園》

〔総合公園〕市町村全域の人々が、総合的に利用することを目的とした公園で、都市規模に応じ、1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する

〔運動公園〕市町村全域の人々が、運動に利用することを目的とした公園で、都市規模に応じ、1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する

都市施設

都市計画法第11条に基づいて定める道路等の交通施設、公園等の公共空地、供給処理施設、教育文化施設等の施設のこと

都市的土地利用

住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等、主として人工的施設による土地利用のこと

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づいて、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため土地の区画形質の変更及び公共施設の新設または変更を行う事業のこと

な行

乗合タクシー

11人未満の人数を運ぶ営業用自動車を利用した乗合自動車

は行

バリアフリー

高齢者や障害者が安全で快適に住めるように、床の段差をなくしたり、階段に手すりを付けるなど建築上の障害を取り除くこと 広義には、高齢者や障害者の生活を妨げるような障害（バリア）全般としての仕組みや制度、意識も含む

ブランド化

優良な商品づくり、価格設定、ロゴデザイン、広告戦略、顧客対応、企業の行動など、これらの要素を適切に設定することにより、競合するものとの区別性を明確にすること

フレーム

まちづくりを考える上での基本的な目標数値

風致地区

都市の風致を維持するために都市計画に定める地域地区の一つ、地域制緑地の一つで、建築物の建築、宅地の造成または木竹伐採等の行為を規制する地区のこと

ま行

マネジメントサイクル

事業活動における生産管理や品質管理等の管理業務を円滑に進める手法の一つ Plan（計画）→Do（実行）→Check（確認・評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによる

業務の継続的な進行管理 これらの頭文字を取ってPDCAサイクルとも呼ばれる

や行

ユニバーサルデザイン

年齢、障害の有無にかかわらず、すべての人々が使用できるような、商品、建物、環境デザイン、障害、高齢といった特別視をやめ、デザイン上の区分分けをなくして行こうとするものバリアフリーを更に進めた概念のこと

用途地域

良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業等の適正な配置による機能的な都市活動をして行くために、建築物の用途（建てられる建物）、容積率、建ぺい率、高さ等を規制・誘導する地域のこと

ら行

ライフスタイル

衣食住等の生活様式や社会との関わり方などを含めた、広い意味での暮らし方、住まい方のこと

ランドマーク

景観形成を構成する1つの要素で、その都市や地域の象徴あるいは目的として特徴を持つもの

レクリエーション施設

人々が楽しみ、憩うことができる、ゴルフ場、スキー場、陸上競技場、テニスコート、キャンプ場、遊園地、動物園その他これらに類する施設のこと

島原都市計画マスタープラン

平成28年(2016年)1月

編集発行／島原市 建設部 都市整備課

〒855-8555

長崎県島原市上の町537番地

TEL 0957-63-1111

e-mail:toshi@city.shimabara.lg.jp



島原都市計画マスタープラン